

別添 4
様式第 4 号（第 6 条第 1 項第 2 号関係）

認定施設利用状況報告書

1 利用状況

児童生徒名					
通 所 且 ・ 通 所 回 数	年月	通所日・曜日・時間	通所回数	授業料	
	年 月		回	円	
	年 月		回	円	
	年 月		回	円	

2 認定施設の証明欄

上記のとおり利用したことを証明します。

年 月 日

所在地

認定施設名

代表者名

印

別添 5－1
様式第 5 号（第 7 条第 2 項関係）
市→保護者

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度草津市フリースクール
利用児童生徒支援補助金について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付
要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知し
ます。

記

補助基本額 金 円

補助金額 金 円

別添 5－2
様式第 2 号（第 6 条第 2 項関係）

市→保護者

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のありました 年度草津市フリースクール
利用児童生徒支援補助金について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付
要綱第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知し
ます。

記

補助基本額 金 円

補助金額 金 円

別添 6
様式第 3 号（第 7 条第 2 項関係）

保護者→市

年 月 日

草津市長 宛

請求者 住 所
名 前
電話番号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金認定施設利用状況報告書
兼請求書（ 月分）

年 月 日付け 第 号で交付の決定があった 年度草津市フリ
ースクール利用児童生徒支援補助金（ 月分）について、草津市フリースクール利用
児童生徒支援補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり認定施設の利用
状況を報告するとともに、補助金の交付を請求します。なお、当該補助金については、
に代理受領を委任しますので、受任者の口座に振り込みいただきますよ
うお願いします。

記

1. 利用状況

（フリガナ）	
児童生徒名	
利用施設名	
（ ）月出席日	（全 回）
補助対象経費	円 （授業料 円／月）

2. 補助金請求額 円

3. 補助金振込先（代理受領受任者）

銀 行	
農 協	支 店
信用金庫	出張所
信用組合	

普通・当座 口座番号 口座名義人

※前回の請求から振込先に変更がない場合は記入不要です。

別添 7

様式第 4 号（第 8 条関係）

保護者→市

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
名 前
電話番号

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定があった 年度草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

（フリガナ）	
児童生徒名	
利用施設名	
年間利用期間	年 月 日から 年 月 日まで （週 日）
補助対象経費	円 （授業料 円／月）
実績額	円 （授業料 円／月）

別添 8

様式第 5 号（第 9 条関係）

市→保護者

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金の額を確定しましたので通知します。

記

補助基本額	金	円
交付決定額	金	円
確定額	金	円

別添 9－1

様式第 6 号（第 1 3 条関係）

施設→市

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
施 設 名
代表者名
電話番号

草津市不登校児童生徒支援施設認定申請書

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、認定施設として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 宣誓書

- ☐ 当施設は、利用している児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組を原則として学校の課業時間内に提供することを宣誓します。
- ☐ 当施設は、市長または学校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市および在籍学校と連携することを宣誓します。
- ☐ 当施設は、利用する児童生徒および保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供します。
- ☐ 当施設は、業務上知り得た児童生徒および保護者の個人情報については、他の目的に使用しないことを宣誓します。

2 添付書類

- (1) 施設の紹介パンフレット等の概要資料
- (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- (3) 施設の指導者または相談員の名簿およびその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

別添 9－2

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

施設→市

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
施 設 名
代表者名
電話番号

草津市不登校児童生徒支援施設認定申請書

草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 4 条の規定に基づき、認定施設として認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 宣誓書

- ☐ 当施設は、利用している児童生徒の社会的自立を目指して、生活習慣の改善指導や学習支援に関する取組を原則として学校の課業時間内に提供することを宣誓します。
- ☐ 当施設は、市長または学校長の要請により、必要な情報を提供するなど、市および在籍学校と連携することを宣誓します。
- ☐ 当施設は、利用する児童生徒および保護者に対して、社会的自立に向けた相談業務を提供します。
- ☐ 当施設は、業務上知り得た児童生徒および保護者の個人情報については、他の目的に使用しないことを宣誓します。

2 添付書類

- (1) 施設の紹介パンフレット等の概要資料
- (2) 利用者との契約約款等契約条項が分かるもの
- (3) 施設の指導者または相談員の名簿およびその職員が有する資格を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

別添 1 0 - 1

様式第 7 号 (第 1 4 条関係)

市→施設

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市不登校児童生徒支援施設認定通知書

年 月 日付けで申請のありました草津市不登校児童生徒支援施設の認定について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 4 条の規定により認定しましたので通知します。

別添 1 0 - 2

様式第 7 号 (第 1 5 条関係)

市→施設

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市不登校児童生徒支援施設認定通知書

年 月 日付けで申請のありました草津市不登校児童生徒支援施設の認定について、草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金交付要綱第 1 5 条の規定により認定しましたので通知します。

(令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 5 7 号

草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市対象地域の児童等自主活動事業実施要綱 (昭和 6 0 年 7 月 1 日 制 定) の一部を次の表のように改正する。

(下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分)

改正後	改正前
(目的) 第1条 教育委員会は、<u>部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）に規定する目的、基本理念に基づき、児童および生徒（以下「児童等」という。）が部落差別を解消するための意欲および実践力を養うための自主的ななかまづくり活動として、自主活動事業の指導を行うものとする。</u> <u>(定義)</u> 第2条 《現行どおり》 (自主活動事業の指導) 第3条 教育委員会は、<u>自主活動事業の指導を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。</u> 《改正前を削る》 <u>2 草津市立教育集会所館長（指定管理者が管理する場合にあっては指定管理者。以下「館長等」という。）は、教育担当者に自主活動事業の指導を行わせ、教育担当者は多様な人や団体、学校等と連携・協力しながら主体的に事業を推進するものとする。</u> <u>3 指定管理者が自主活動事業を実施する場合、事業に要する費用は、予算の範囲内において市が負担する。</u> 《改正前を削る》 (自主活動事業運営委員会) 第4条 自主活動事業の実施については必要な事項	(目的) 第1条 教育委員会は、<u>旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）に規定する対象地域の児童および生徒（以下「児童等」という。）が部落解放のための意欲および実践力を養うための自主的ななかまづくり活動として、自主活動事業の指導を行うものとする。</u> 第2条 《省略》 (自主活動事業の指導) 第3条 教育委員会は、<u>適当と認める者に自主活動事業の指導を実施させることができる。</u> <u>2 市長は、教育委員会が適当と認めて委嘱した者が草津市立教育集会所および草津市立隣保館において自主活動事業の指導を実施したときは、当該委嘱した者（以下「自主活動事業の指導者」という。）に対して謝金を支給するものとする。</u> <u>3 自主活動事業の指導者は、草津市立教育集会所館長（指定管理者が管理する場合にあっては指定管理者。以下「館長等」という。）と連絡をとりながら自主活動事業の指導を実施するものとする。</u> <u>4 自主活動事業を実施することに要する費用は、市が負担する。</u> <u>5 市長は、次の各号に掲げる自主活動事業の指導者に対して、当該各号に掲げる補償をするものとする。</u> (1) 草津市立小学校および中学校の教職員である自主活動事業の指導者 議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例（昭和42年草津市条例第32号）の規定に準じた補償（ただし、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき補償がなされたときは、その額を減じた額） (2) 前号に掲げる者以外の自主活動事業の指導者 市が加入している賠償補償保険に準じた補償 (自主活動事業運営委員会) 第4条 自主活動事業の実施については必要な事項

改正後	改正前
を協議するために各対象地域に自主活動事業運営委員会（以下「委員会」という。）を<u>設置することができる。</u> 2 《現行どおり》 《改正前を削る》 《改正前を削る》	を協議するために各対象地域に自主活動事業運営委員会（以下「委員会」という。）を<u>設置する。</u> 2 《省略》 (実績報告等) <u>第5条</u> 館長等は、自主活動事業の指導者の報告を受けて自主活動事業指導実績報告書（別記様式）を作成し、市長に提出するものとする。 2 自主活動事業を実施した指導者に対する謝金は、前項の報告書に基づき、予算の定める範囲内の額を支給するものとする。 <u>別記様式（第5条第1項関係）</u> (別添1)

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添1

別記様式（第5条第1項関係）

自主活動事業指導実績報告書

草津市長宛

月分（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

番号	職名	氏名	生年月日	郵便番号	住所	実施日	時間数	金額
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

資料作成者（ ）会館・センター 氏名 印

（令和7年4月1日揭示済み）

草津市告示第158号

草津市コーディネート会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市コーディネート会議設置要綱の一部を改正する要綱

草津市コーディネート会議設置要綱（令和5年草津市告示第160号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第5条 《現行どおり》 （重層的支援会議） 第6条 会議は、当該会議において重層的支援体制整備事業実施要綱（<u>令和7年3月7日付け社援発0307第12号・障発0307第2号・老発0307第3号・こ成環第78号・こ支虐第44号厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長連名通知</u>。以下「国要綱」という。）<u>別添5の1(3)のキ（イ）</u>に規定するプランの適切性の協議等を行う場合、国要綱<u>別添5の1(3)のキ</u>に規定する重層的支援会議に該当するものとする。 第7条～第8条 《現行どおり》 別表（第3条第1項関係） 《現行どおり》 <u>草津市こども若者部こども若者政策課</u> <u>草津市こども若者部こども家庭若者課</u> <u>草津市こども若者部こども家庭若者課(少年センター・あすくる草津)</u> <u>草津市こども若者部家庭児童相談室</u> <u>草津市こども若者部発達支援センター</u> <u>草津市こども若者部子育て相談センター</u> 《現行どおり》 <u>草津市生活困窮者就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業受託事業者</u> <u>草津市参加支援事業受託事業者</u> <u>草津市アウトリーチ支援事業受託事業者</u> 《現行どおり》	第1条～第5条 《省略》 （重層的支援会議） 第6条 会議は、当該会議において重層的支援体制整備事業実施要綱（<u>令和3年6月15日付け社援発0615第2号厚生労働省社会・援護局長通知</u>。以下「国要綱」という。）<u>別添4の1(3)のキ（イ）</u>に規定するプランの適切性の協議等を行う場合、国要綱<u>別添4の1(3)のキ</u>に規定する重層的支援会議に該当するものとする。 第7条～第8条 《省略》 別表（第3条第1項関係） 《省略》 <u>草津市子ども未来部子ども・若者政策課</u> <u>草津市子ども未来部子ども家庭・若者課</u> <u>草津市子ども未来部子ども家庭・若者課(少年センター・あすくる草津)</u> <u>草津市子ども未来部家庭児童相談室</u> <u>草津市子ども未来部発達支援センター</u> <u>草津市子ども未来部子育て相談センター</u> 《省略》 <u>就労準備支援事業委託事業者</u> <u>参加支援事業受託事業者</u> <u>アウトリーチ事業受託事業者</u> 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年4月1日揭示済み）

草津市告示第 1 5 9 号

草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市妊婦健康診査等実施要綱の一部を改正する要綱

草津市妊婦健康診査等実施要綱（平成 2 2 年草津市告示第 2 6 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この要綱は、妊産婦に対して行われる母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号。以下「法」という。）第 1 3 条の健康診査および新生児に対して行われる新生児聴覚検査の実施について（平成 1 9 年 1 月 2 9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に基づく新生児聴覚検査（以下「妊婦健康診査等」という。）<u>および母子保健医療対策総合支援事業（令和 5 年度補正予算分）の実施について（令和 5 年 1 2 月 2 8 日付けこ成母第 3 7 5 号こども家庭庁成育局長通知）に基づく 1 か月児健康診査</u>に要する費用の一部を助成することにより、妊産婦の健康管理の充実ならびに新生児の聴覚障害の早期発見ならびに適切な治療および療育につなげることならびに <u>1 か月児の疾病等を早期発見し、早期治療につなげ、保護者への育児に関する助言を行うことならびに保護者の経済的負担の軽減を図り、もって妊産婦等が安心して出産し、こどもを育てることができる環境の整備に寄与することを目的とする。</u> （助成対象者） 第 2 条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 <u>(3) 1 か月児健康診査 保護者のいずれかが本市に住民登録のある者であって、検査の受検時において本市に住所を有する乳児</u> （実施の方法） 第 3 条～第 4 条 《現行どおり》 <u>第 5 条 1 か月児健康診査は、令和 7 年 4 月 1 日以降に出生した児であり、原則、出生後 2 7 日を超え、生後 6 週に達しない乳児に対して、委託医療機関において実施するものとする。ただし、早産の場合には、修正月齢で委託医療機関において実施することができる。</u> 第 6 条～第 1 2 条 《現行どおり》	（目的） 第 1 条 この要綱は、妊産婦に対して行われる母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号。以下「法」という。）第 1 3 条の健康診査および新生児に対して行われる新生児聴覚検査の実施について（平成 1 9 年 1 月 2 9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）に基づく新生児聴覚検査（以下「妊婦健康診査等」という。）に要する費用の一部を助成することにより、妊産婦の健康管理の充実ならびに新生児の聴覚障害の早期発見ならびに適切な治療および療育につなげることならびに保護者の経済的負担の軽減を図り、もって妊産婦等が安心して出産し、<u>子ども</u>を育てることができる環境の整備に寄与することを目的とする。 （助成対象者） 第 2 条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 （実施の方法） 第 3 条～第 4 条 《省略》 《改正後に新設》 第 5 条～第 1 1 条 《省略》

改正後	改正前																												
別表（ <u>第6条、第7条</u> 関係）	別表（ <u>第5条、第6条</u> 関係）																												
<table> <tr> <th>妊婦健康診査等の内容</th><th>助成金の上限額</th></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>超音波検査</td><td>1回につき5,300円。ただし、4回を限度とする。<u>（多胎妊婦の場合は、12回を限度とする。）</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td>HTLV－1検査（HTLV－1抗体価、免疫学的検査判定料）</td><td>血液検査・妊娠初期と併せて実施する場合<u>1,590円</u> 血液検査・妊娠中期と併せて実施する場合<u>3,030円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> <tr> <td><u>1か月児健康診査（身体発育状況、栄養状態、疾病および異常の有無、新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2投与の実施状況の確認および必要な指導、育児上問題となる事項の把握および必要な指導）</u></td><td><u>5,500円</u></td></tr> </table>	妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額	《現行どおり》	《現行どおり》	超音波検査	1回につき5,300円。ただし、4回を限度とする。 <u>（多胎妊婦の場合は、12回を限度とする。）</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	HTLV－1検査（HTLV－1抗体価、免疫学的検査判定料）	血液検査・妊娠初期と併せて実施する場合 <u>1,590円</u> 血液検査・妊娠中期と併せて実施する場合 <u>3,030円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	<u>1か月児健康診査（身体発育状況、栄養状態、疾病および異常の有無、新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2投与の実施状況の確認および必要な指導、育児上問題となる事項の把握および必要な指導）</u>	<u>5,500円</u>	<table> <tr> <th>妊婦健康診査等の内容</th><th>助成金の上限額</th></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>超音波検査</td><td>1回につき5,300円。ただし、4回を限度とする。</td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>HTLV－1検査（HTLV－1抗体価、免疫学的検査判定料）</td><td>血液検査・妊娠初期と併せて実施する場合<u>850円</u> 血液検査・妊娠中期と併せて実施する場合<u>2,290円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> <tr> <td>《改正後に新設》</td><td>《改正後に新設》</td></tr> </table>	妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額	《省略》	《省略》	超音波検査	1回につき5,300円。ただし、4回を限度とする。	《省略》	《省略》	HTLV－1検査（HTLV－1抗体価、免疫学的検査判定料）	血液検査・妊娠初期と併せて実施する場合 <u>850円</u> 血液検査・妊娠中期と併せて実施する場合 <u>2,290円</u>	《省略》	《省略》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額																												
《現行どおり》	《現行どおり》																												
超音波検査	1回につき5,300円。ただし、4回を限度とする。 <u>（多胎妊婦の場合は、12回を限度とする。）</u>																												
《現行どおり》	《現行どおり》																												
HTLV－1検査（HTLV－1抗体価、免疫学的検査判定料）	血液検査・妊娠初期と併せて実施する場合 <u>1,590円</u> 血液検査・妊娠中期と併せて実施する場合 <u>3,030円</u>																												
《現行どおり》	《現行どおり》																												
<u>1か月児健康診査（身体発育状況、栄養状態、疾病および異常の有無、新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK2投与の実施状況の確認および必要な指導、育児上問題となる事項の把握および必要な指導）</u>	<u>5,500円</u>																												
妊婦健康診査等の内容	助成金の上限額																												
《省略》	《省略》																												
超音波検査	1回につき5,300円。ただし、4回を限度とする。																												
《省略》	《省略》																												
HTLV－1検査（HTLV－1抗体価、免疫学的検査判定料）	血液検査・妊娠初期と併せて実施する場合 <u>850円</u> 血液検査・妊娠中期と併せて実施する場合 <u>2,290円</u>																												
《省略》	《省略》																												
《改正後に新設》	《改正後に新設》																												
別記様式第1号（ <u>第9条第1項</u> 関係） （別添1－1のとおり） 別記様式第2号（ <u>第11条第3項</u> 関係） （別添2－1のとおり） 別記様式第3号（ <u>第11条第4項</u> 関係） （別添3－1のとおり）	別記様式第1号（ <u>第8条第1項</u> 関係） （別添1－2のとおり） 別記様式第2号（ <u>第10条第3項</u> 関係） （別添2－2のとおり） 別記様式第3号（ <u>第10条第4項</u> 関係） （別添3－2のとおり）																												

付 則

（施行期日）

- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 改正後の草津市妊婦健康診査等実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定中超音波検査に関する部分およびHTLV－1検査に関する部分は、令和7年4月1日以後に妊婦健康診査を受診した者に適用する。
- 新要綱の規定中1か月児健康診査に関する部分は、令和7年4月1日以後に出生した者に適用する。
- この要綱の施行の際現にある改正前の草津市妊婦健康診査等実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加え、これを使用することができる。

別添 3－1

様式第 3 号（第 11 条第 4 項関係）

第 号

年 月 日

様

草津市長

印

草津市妊婦健康診査費等助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市妊婦健康診査費等助成金の交付の可否について審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 助成する。
（助成の額） 金 円
- 2 助成しない。
（理由）

別添 3－2

様式第 3 号（第 10 条第 4 項関係）

第 号

年 月 日

様

草津市長

印

草津市妊婦健康診査費等助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市妊婦健康診査費等助成金の交付の可否について審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 助成する。
（助成の額） 金 円
- 2 助成しない。
（理由）

（令和 7 年 4 月 1 日揭示済み）

草津市告示第 160 号

令和 7 年国勢調査草津市実施本部設置要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

令和 7 年国勢調査草津市実施本部設置 要綱

（設置）

第 1 条 本市における令和 7 年国勢調査の実施にあたり、調査事務の円滑な運営と調査の万全を期するため、令和 7 年国勢調査草津市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 実施本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 国勢調査の実施に係る企画および進行に関すること。
- (2) 国勢調査の広報および啓発に関すること。
- (3) 関係機関との緊密な連携を図り、国勢調査を適正かつ迅速に実施すること。
- (4) その他国勢調査の実施について必要なこと。

（組織）

第 3 条 実施本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 実施本部長
- (2) 実施副本部長
- (3) 実施本部員

2 実施本部長は、所管の副市長の職にある者をもって充てる。

3 実施副本部長は、他の副市長および教育長の職にある者をもって充てる。

4 実施本部員は、草津市庁議規程（平成 18 年草津市訓令第 2 号）第 3 条に規定する部長会議の構成員（市長、副市長および教育長を除く。）をもって充てる。

（実施本部の職務）

第 4 条 実施本部長は、市長の命を受けて実施本部を統轄し、実施副本部長および実施本部員を指揮監督する。

2 実施副本部長は、実施本部長を補佐し、実施本部長に事故あるときまたは実施本部長が欠けたときは、他の副市長、教育長の順序によりその職務を代理する。

3 実施本部員は、実施本部長の命を受けて、国勢調査の円滑な推進を図る。

（事務局）

第 5 条 実施本部の事務を処理するため、実施本部に事務局を置く。

2 事務局に総務班および実査班を置き、その事務分掌は次のとおりとする。

(1) 総務班

ア 予算経理および庶務に関すること。

- イ 国勢調査に係る指導員および調査員の公務災害に関すること。
- ウ 広報・啓発計画の企画および実施ならびに報道機関等との連絡調整に関すること。
- エ 国および県との連絡調整に関すること。
- オ 調査用品の搬入、検収、保管および搬出に関すること。

(2) 実査班

- ア 国勢調査に係る指導員および調査員の指導に関すること。
- イ 調査票等の配布および審査進達に関すること。
- ウ 実地調査に関すること。
- エ その他実施本部長が必要と認める事項に関すること。

(職員)

第 6 条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局長補佐
- (3) 班長
- (4) 班員

2 事務局長は、総合政策部副部長（総括）の職にある者をもって充てる。

3 事務局長補佐は、総合政策部企画調整課長の職にある者をもって充てる。

4 班長および班員は、総合政策部企画調整課職員の中から充てる。

(事務局の職務)

第 7 条 事務局長は、実施本部長の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局長補佐、班長および班員を指揮監督する。

2 事務局長補佐は、事務局長を補佐し、各班の事務を調整し、調査事務を推進するとともに、事務局長に事故あるときまたは事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 班長および班員は、事務局長の命を受け、各々の分掌事務を処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、実施本部の運営その他必要な事項は、実施本部長が定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第 1 6 1 号

令和 7 年度草津市一般廃棄物処理実施計画について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度草津市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例（平成 8 年草津市条例第 1 5 号）第 7 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

(別紙 略)

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第162号

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市産後ケア事業実施要綱（平成28年草津市告示第206号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この要綱は、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において保健指導を必要とする母子を医療機関等に宿泊<u>または通所</u>させ、または助産師が家庭を訪問することにより、母体の保護や育児に関する保健指導等のサービスを提供する産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 《現行どおり》 （対象者） 第3条 この事業の利用対象者は、家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から<u>1年以内</u>（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあっては、出産日から出産予定日の前日までおよび当該予定日から<u>1年以内</u>）の女子および乳児であって<u>申請日およびサービス利用日において</u>草津市に住民票のある次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）～（3） 《現行どおり》 （適用除外） 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、利用対象としない。 （1） 母子のいずれかが感染性疾患（麻疹、風疹、インフルエンザ等）に罹患している者 （2） 入院加療の必要がある者 （3） 心身の不調や疾患があり、医療介入の必要がある者（ただし、医師が産後ケア事業での対応が可能と判断し、かつ、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。） （サービスの内容） 第5条 《現行どおり》 2 前項各号のサービスは、母子を医療機関等に宿泊<u>または通所</u>させ、または、助産師が母子の家庭	（趣旨） 第1条 この要綱は、心身ともに不安定になりやすい出産後の一定期間において保健指導を必要とする母子を医療機関等に宿泊させ、または助産師が家庭を訪問することにより、母体の保護や育児に関する保健指導等のサービスを提供する産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 《省略》 （対象者） 第3条 この事業の利用対象者は、家族等から十分な支援を受けられない場合において、出産日（流産または死産の日を含む。）から<u>起算して1年を経過する日の前日まで</u>（早産児および出産予定日より早く生まれた低出生体重児にあっては、出産日から<u>起算して</u>出産予定日の前日までおよび当該予定日から<u>起算して1年を経過する日の前日まで</u>）の女子および乳児であって草津市に住民票のある次の各号のいずれかに該当するもの<u>（医療入院の必要な者は除く。）</u>とする。 （1）～（3） 《省略》 《改正後に新設》 （サービスの内容） 第4条 《省略》 2 前項各号のサービスは、母子を医療機関等に宿泊させ、または、助産師が母子の家庭を訪問して

改正後	改正前
を訪問して提供するものとする。 (利用期間) 第6条 この事業によるサービスを利用できる日数は、通算7日以内とする。 第7条～第8条 ≪現行どおり≫ ≪改正前を削る≫ 第9条～第10条 ≪現行どおり≫ (償還払い) 第11条 前条第1項に該当する者以外の第8条の規定による事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）で、利用料の一部補助を受けようとするものは、草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書（別記様式第6号）を利用の終了した日の翌日から起算して60日以内かつサービスを利用した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。 2 ≪現行どおり≫ 3 ≪現行どおり≫ (1) ≪現行どおり≫ (2) 通所サービス 2, 500円 (3) 訪問サービス 1, 600円 4 ≪現行どおり≫ (利用の変更または中止) 第12条 利用者の都合により利用の日程を変更または中止する場合、利用者は、利用施設に利用の日程を変更、または中止する旨を申し出なければならない。 2 利用者より前項の規定による連絡を受けた利用施設は、その旨を産後ケア変更報告書（別記様式第8号）により速やかに報告しなければならない。 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の承認または不承認を決定するとともに、その旨を草津市産後ケア事業変更決定通知書（別記様式第9号）により速やかに申請者に通知するものとする。	提供するものとする。 (利用期間) 第5条 この事業によるサービスを利用できる日数は、通算7日以内とする。<u>ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。</u> 第6条～第7条 ≪省略≫ (利用期間の延長手続等) 第8条 前条の規定による事業の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が第5条第1項ただし書きの規定による利用期間の延長を希望する場合は、別記様式第1号を提出しなければならない。 2 前項の規定による利用期間の延長手続については、前条の規定を準用する。 第9条～第10条 ≪省略≫ (償還払い) 第11条 前条第1項に該当する者以外の利用者で、利用料の一部補助を受けようとするものは、草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書（別記様式第6号）を利用の終了した日の翌日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。<u>ただし、利用者の責めに帰すことができない理由がある場合はこの限りではない。</u> 2 ≪省略≫ 3 ≪省略≫ (1) ≪省略≫ ≪改正後に新設≫ (2) 訪問サービス 2, 100円 4 ≪省略≫ (利用の変更または中止) 第12条 利用者の都合により利用開始日の3日前の正午以後に利用の日程を変更し、または中止した場合は、利用する予定であった日の利用料を負担しなければならない。 ≪改正後に新設≫ ≪改正後に新設≫

改正後	改正前
る。 <u>4</u> 利用者の都合により利用の日程を変更、または中止した場合は、利用施設の規定に応じてキャンセル料を負担しなければならない。 <u>5</u> 前項の定めに応じて、キャンセル料の支払いを行う際は、利用者は利用施設に直接支払うこととする。 第13条 《現行どおり》 別記様式第1号 (<u>第7条関係</u>) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号 (<u>第8条関係</u>) (別添2-1のとおり) 別記様式第3号 (<u>第8条関係</u>) (別添3-1のとおり) 別記様式第4号 (第10条第2項関係) (別添4-1のとおり) 別記様式第5号 (第10条第3項関係) (別添5-1のとおり) 別記様式第6号 (第11条第1項関係) (別添6-1のとおり) 別記様式第7号 《現行どおり》 <u>別記様式第8号 (第12条第2項関係)</u> (別添7のとおり) <u>別記様式第9号 (第12条第3項関係)</u> (別添8のとおり)	《改正後に新設》 《改正後に新設》 第13条 《省略》 別記様式第1号 (<u>第6条関係</u>) (別添1-2のとおり) 別記様式第2号 (<u>第7条関係</u>) (別添2-2のとおり) 別記様式第3号 (<u>第7条関係</u>) (別添3-2のとおり) 別記様式第4号 (第10条第2項関係) (別添4-2のとおり) 別記様式第5号 (第10条第3項関係) (別添5-2のとおり) 別記様式第6号 (第11条第1項関係) (別添6-2のとおり) 別記様式第7号 《省略》 《改正後に新設》 《改正後に新設》

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(様式に関する経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の草津市産後ケア事業実施要綱の様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

別添1ー1
別記
様式第1号（第7条関係）

草津市産後ケア事業利用申請書

草津市長 宛

私は、次のとおり草津市産後ケア事業の利用を申請します。（☐新規利用・☐継続利用）

申請日： 年 月 日			
利用 者	（ふりがな）氏 名	住所	草津市
	緊急連絡先	氏名	利用者との関係：
		住所	電話：
	（ふりがな）児の氏名・性別	（性別：）	誕生 子 数 健康 状態
		（性別：）	
	出産（予定）医療機関名	生年月日 （出産予定日）	年 月 日
世帯 構 成	氏 名	続柄	生年月日 職 業
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
世帯区分	☐ 市民税課税世帯 ☐ 生活保護世帯・市民税非課税世帯		
希望するサービ ス	希望する利用期間・利用日	希望する利用時間（開始～終了）	利用希望施設
☐ 短期入所（シ ョートステイ） 型	年 月 日～ 月 日		第1希望
	年 月 日～ 月 日		第2希望
☐ 通所（デイサ ービス）型	年 月 日～ 月 日		第1希望
	年 月 日～ 月 日		第2希望
☐ 自宅訪問（アウ トリーチ）型	年 月 日～ 月 日	～	第1希望
	年 月 日～ 月 日	～	第2希望
申請の理由	☐ 身体的な負担、不安がある ☐ 育児について悩みがある ☐ 精神的な負担、不安がある ☐ 日常生活について不安がある その他（ ） 具体的な状況、不安に思っていること、産後ケア事業に期待していること等を記載してください。		
配慮を要する事柄	アレルギー：無 ・ 有（ ）		
希望のケア内容	☐ 産後の心身、栄養、生活相談 ☐ 授乳相談、簡単な乳児ケア ☐ 沐浴等の育児指導 ☐ 乳児の発達、育児相談 ☐ その他（ ）		
① 草津市産後ケア事業利用申請および事業の利用に必要な情報を実施施設に提供することに同意します。また、健康状態等について、実施施設から子育て相談センターに情報提供することに同意します。 ② 草津市産後ケア事業利用の要するため、子育て相談センターが必要な範囲で、住民基本台帳、同一世帯に属する者の市民税課税状況（個人番号（マイナンバー）を用いた転入届の転入届の提出を含む）または生活保護受給状況に関する資料を開示することに同意します。開示状況の確認が取れない場合説明書の提出が必要になる場合があります。 ③ 利用者の都合（体調不良等）により、日程を変更、中止する場合には、キャンセル料を支払うことに同意します。 ④ 母子のいずれかが感染性疾患（麻疹、風疹、インフルエンザ等）に罹患している場合は、利用できないことに同意します。 ⑤ 事業の継続実施が適宜でないことがあります。			
年 月 日		利用者氏名：	

別添1ー2
様式第1号（第6条関係）

草津市産後ケア事業利用申請書

草津市長 様

申請者（産婦）

住所
氏名
個人番号
生年月日 年 月 日
電話番号

草津市産後ケア事業実施要綱第6条の規定により、下記の通り申請します。

申請の種類	☐ 新規利用 ☐ 延長利用	
	利用者（産婦）	氏名 生年月日 年 月 日
子の状況	住所	草津市
	（ふりがな）氏名	出生した 医療機関等
	出生日	年 月 日（第 子）
	退院（予定）日	年 月 日
	出生週数	週 日 出生体重 g
申請理由	かかりつけ医	
	1 出産後の身体的回復について不安がある	
	2 育児について不安がある	
	3 その他、日常生活において不安がある	
利用希望等	種別	☐ 宿泊サービス（利用希望医療機関等） ☐ 訪問サービス（訪問先住所）
	期間	年 月 日 ～ 年 月 日
緊急連絡先	（ふりがな）氏名	（続柄） 電話番号
同意欄	・申請書の内容について、草津市産後ケア事業実施事業者に提供すること及び利用者の健康状態等について事業者が市に情報提供すること。 ・利用者の都合により日程を変更・中止する場合には、利用開始日の3日前の正午を過ぎた場合はキャンセル料を支払うこと。 上記について、同意します。 署名	

別添2ー1
様式第2号（第8条関係）

草津市産後ケア事業利用承認通知書

様

草津市長

年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり承認しましたので通知します。

利用サービス および利用日 時	短期入所（ショート ステイ）型	年 月 日 時から 年 月 日 時まで （泊）
	通所（デイサ ービス）型	年 月 日 時から 時まで
	居宅訪問（アウト リーチ）型	年 月 日 時から 時まで
実施施設	名称 電話番号	
利用者負担額	≪ サービス ≫	
その他	利用者の都合により利用日時を変更または利用を中止する場合は、早急に実施施設へ連絡してください。なお、実施施設が規定する期間を経過した後に利用日時を変更または利用を中止する場合は、実施施設が規定するキャンセル料が発生します。キャンセル料は直接実施施設に支払ってください。	

別添2ー2
様式第2号（第7条関係）

草津市産後ケア事業利用承認通知書

査 号
年 月 日

様

草津市長

年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり承認しましたので通知します。

利用種別および期間	☐ 宿泊サービス ☐ 訪問サービス
	年 月 日から 年 月 日（日間）
利用医療機関等	名称 電話番号
利用料	1日あたり 円（合計 円）

※ 産後ケア事業利用料免除可否決定通知書により、免除可となった場合は、産後ケア事業の利用時に産後ケア事業利用料免除可否決定通知書を提示してください。

別添 3－1

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

草津市産後ケア事業利用不承認通知書

様

草津市長

年 月 日付けで申請のありました草津市産後ケア事業の利用について、下記
理由により不承認としましたので通知します。

記

不承認の理由

別添 3－2

様式第 3 号（第 7 条関係）

草津市産後ケア事業利用不承認通知書

番 号
年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり
不承認としましたので通知します。

（不承認の理由）

別添 4－1

様式第 4 号（第 1 0 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者（産婦）
住所
氏名
個人番号
生年月日
電話

年 月 日

草津市産後ケア事業利用料免除申請書

草津市産後ケア事業実施要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用料を免除されるよう
申請します。

記

1 免除を希望する産後ケア事業

（ア） 宿泊サービス
（イ） 通所サービス
（ウ） 訪問サービス

2 免除理由

（ア） 生活保護法により保護を受けている世帯
（イ） 市民税非課税世帯または免除世帯

税 務 関 係 資 料 閲 覧 承 諾 書

産後ケア事業利用料免除のために、子育て相談センター所長が私の世帯の税務関係資料を閲覧する
ことを承諾します。

氏 名

別添 4－2

様式第 4 号（第 1 0 条第 2 項関係）

年 月 日

草津市長 様

申請者（産婦）
住所
氏名
個人番号
生年月日
電話

年 月 日

草津市産後ケア事業利用料免除申請書

草津市産後ケア事業実施要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用料を免除されるよう
申請します。

記

1 免除を希望する産後ケア事業

（ア） 宿泊サービス
（イ） 訪問サービス

2 免除理由

（ア） 生活保護法により保護を受けている世帯
（イ） 市民税非課税世帯または免除世帯

税 務 関 係 資 料 閲 覧 承 諾 書

産後ケア事業利用料免除のために、子育て相談センター所長が私の世帯の税務関係資料を閲覧する
ことを承諾します。

別添 5－1
様式第 5 号（第 1 0 条第 3 項関係）

年 月 日

様

草津市長

年度 草津市産後ケア事業利用料免除可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった免除申請について、下記のとおり決定したので、草津市産後ケア事業実施要綱第 1 0 条第 3 項の規定により通知します。

記

1. 免除を認める

免除額 円

- ☐この用紙を、産後ケア事業利用時に提示してください。
☐この免除決定は、年 月 日から 年 月 日まで有効です。

2. 免除を認めない

(理由)

別添 5－2
様式第 5 号（第 1 0 条第 3 項関係）

年 月 日

様

草津市長

㊞

年度 草津市産後ケア事業利用料免除可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった免除申請について、下記のとおり決定したので、草津市産後ケア事業実施要綱第 1 0 条第 3 項の規定により通知します。

記

1. 免除を認める

免除額 円

- ☐この用紙を、産後ケア事業利用時に提示してください。
☐この免除決定は、年 月 日から 年 月 日まで有効です。

2. 免除を認めない

(理由)

別添 6－1
様式第 6 号（第 1 1 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長

様

草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書

草津市産後ケア事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用料を補助されるよう申請します。

記

1. 申請・請求者（産婦）

ふりがな	生 年 月 日		
産婦氏名	㊞	年 月 日	
現住所			
日中連絡先	()		
利用したサービス	☐ 宿泊サービス	☐ 通所サービス	☐ 訪問サービス
利用医療機関等			
利用日数	日		
請求額	円		

2. 振込口座

☐子育て応援給付金または妊婦支援給付金（2 回目）の振込口座を利用します。（→下記の口座情報は記入不要です）

☐子育て応援給付金または妊婦支援給付金（2 回目）の振込口座以外の口座を利用します。（↓下記の口座情報に記入してください。（長期間出入金のない口座については、振込できない場合があります。））

金融機関名(ゆうちょ銀行除く)	金融機関コード	支店名	支店コード	分類	口座番号(右詰め)
1.銀行 2.金融 3.農協 3.信託 4.信託 4.信託 5.信託		1.本・支店 2.本・支店 3.信託所		☐ 普通 ☐ 当座	
口座名義 (カナ)					

〔ゆうちょ銀行の場合〕 通帳の見開き左上またはキャッシュカード記載の記号・番号をお書きください。

口座名義（カナ）	通帳記号	通帳番号(右詰め)
	1 ※	

※ 6 桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

別添 6－2
様式第 6 号（第 1 1 条第 1 項関係）

年 月 日

草津市長

様

草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書

草津市産後ケア事業実施要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり利用料を補助されるよう申請します。

記

1. 申請・請求者（産婦）

ふりがな	生 年 月 日		
産婦氏名	㊞	年 月 日	
現住所			
日中連絡先	()		
利用したサービス	☐ 宿泊サービス	☐ 訪問サービス	
利用医療機関等			
利用日数	日		
請求額	円		

2. 振込口座

☐子育て応援給付金振込口座を利用します。（→下記の口座情報は記入不要です）

☐子育て応援給付金振込口座以外の口座を利用します。（↓下記の口座情報に記入してください。（長期間出入金のない口座については、振込できない場合があります。））

金融機関名(ゆうちょ銀行除く)	金融機関コード	支店名	支店コード	分類	口座番号(右詰め)
1.銀行 2.金融 3.農協 3.信託 4.信託 4.信託 5.信託		1.本・支店 2.本・支店 3.信託所		☐ 普通 ☐ 当座	
口座名義 (カナ)					

〔ゆうちょ銀行の場合〕 通帳の見開き左上またはキャッシュカード記載の記号・番号をお書きください。

口座名義（カナ）	通帳記号	通帳番号(右詰め)
	1 ※	

※ 6 桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

別添7

様式第8号（第12条第2項関係）

第 身
年 月 日

産後ケア事業利用変更報告書

草津市長 宛

施設名
所在地
代表者名

下記のとおり産後ケア事業の利用を変更しますので報告します。

利用者	氏名		
	住所		
変更内容	1 サービスの利用を変更する		
	変更項目	変更前	変更後
	☐ 利用サービスの 変更	☐ 短期入所（ショートステイ）型	☐ 短期入所（ショートステイ）型
		☐ 通所（デイサービス）型	☐ 通所（デイサービス）型
		☐ 居宅訪問（アウトリーチ）型	☐ 居宅訪問（アウトリーチ）型
	☐ 日時の変更	変更前の日時	変更後の日時
2 サービスの利用を中止する（中止日： 年 月 日）			
変更理由	区分	☐ 利用者からの申し出（申し出日： 年 月 日） ☐ 実施施設側の事情	
	変更する理由		
キャンセル料	キャンセル料の有無： 有 無 キャンセル料： 円		

※キャンセル料が有の場合、産後ケア事業キャンセル料請求書を作成の上、この報告書と合わせて草津市に送付してください。

別添8

様式第9号（第12条第3項関係）

第 号
年 月 日

草津市産後ケア事業変更決定通知書

様

草津市長

年 月 日に承認した産後ケア事業の利用について、次のとおり変更（中止）しますので通知します。

変更前の利用サービスおよび日時	変更前の利用サービス	変更前の日時
	☐ 短期入所（ショートステイ）型	
	☐ 通所（デイサービス）型	
	☐ 居宅訪問（アウトリーチ）型	
変更後の利用サービスおよび日時	変更後の利用サービス	変更後の利用日時
	☐ 短期入所（ショートステイ）型	
	☐ 通所（デイサービス）型	
	☐ 居宅訪問（アウトリーチ）型	
	☐ 利用を中止する	
変更後の利用者負担金		
キャンセル料	キャンセル料の有無： 有 無	

※キャンセル料は、施設からの請求書でご確認の上、振込または直接利用施設に支払ってください。（振込手数料はご自身でご負担ください。）

草津市告示第 1 6 3 号

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成 1 8 年草津市告示第 9 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後

第 1 条～第 4 条 《現行どおり》

(用具の給付)

第 5 条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。

(用具の再給付)

第 6 条 既に給付を受けているものと同一の用具の再給付は、前回の給付を受けた日から起算して別表第 2 の耐用年数の欄に定める期間(以下「耐用年数」という。)を経過している場合に限り、行うことができる。ただし、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により耐用年数を経過した用具の再給付については、当該用具が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、行うことができる。

(1) 修理不能の場合

(2) 部品の交換よりも真に合理的かつ効果的であると認められる場合

(3) 操作機能の改善等を伴う新たな機器を再給付することで、使用効果が向上する場合

第 7 条～第 1 1 条 《現行どおり》

別表第 1 （第 2 条関係） 《現行どおり》

別表第 2 （第 7 条第 1 項関係）

種目	限度額	耐用年数
	円	年
便器	4, 9 0 0	8
特殊マット	2 1, 5 6 0	5
特殊便器	1 6 6, 3 2 0	8
特殊寝台	1 6 9, 4 0 0	8
歩行支援用具	6 6, 0 0 0	8
入浴補助用具	9 9, 0 0 0	8

改正前

第 1 条～第 4 条 《省略》

《改正後に新設》

《改正後に新設》

第 5 条～第 9 条 《省略》

別表第 1 （第 2 条関係） 《省略》

別表第 2 （第 5 条第 1 項関係）

種目	限度額
	円
便器	4, 8 1 0
特殊マット	2 1, 1 7 0
特殊便器	1 6 3, 3 0 0
特殊寝台	1 6 6, 3 2 0
歩行支援用具	6 4, 8 0 0
入浴補助用具	9 7, 2 0 0

改正後			改正前		
体位変換器	<u>16,500</u>	<u>5</u>	体位変換器	<u>16,200</u>	
特殊尿器	<u>73,700</u>	<u>5</u>	特殊尿器	<u>72,360</u>	
車いす	<u>77,440</u>	<u>6</u>	車いす	<u>76,030</u>	
頭部保護帽	<u>13,380</u>	<u>3</u>	頭部保護帽	<u>13,130</u>	
電気式たん吸引器	<u>62,040</u>	<u>5</u>	電気式たん吸引器	<u>60,910</u>	
クールベスト	<u>22,000</u>	<u>1</u>	クールベスト	<u>21,600</u>	
紫外線カットクリーム	<u>41,580</u>	—	紫外線カットクリーム	<u>40,820</u>	
ネブライザー（吸入器）	<u>39,600</u>	<u>5</u>	ネブライザー（吸入器）	<u>38,880</u>	
パルスオキシメーター	<u>173,250</u>	<u>5</u>	パルスオキシメーター	<u>170,100</u>	
ストーマ装具（消化器系）	<u>113,520</u>	—	ストーマ装具（消化器系）	<u>111,460</u>	
ストーマ装具（尿路系）	<u>149,160</u>	—	ストーマ装具（尿路系）	<u>146,450</u>	
人工鼻	<u>128,700</u>	—	人工鼻	<u>126,360</u>	
別記様式第1号～別記様式第6号 《現行どおり》 別記様式第7号（ 第8条第2項 関係） （別添1－1のとおり）			別記様式第1号～別記様式第6号 《省略》 別記様式第7号（ 第6条第2項 関係） （別添1－2のとおり）		

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の規定は、令和7年4月1日以後に利用申請があったものに係る費用の徴収、用具の再給付について適用し、同日前に利用申請があったものに係る費用の徴収、用具の再給付については、なお従前の例による。

別添 1－1
様式第 7 号（第 8 条第 2 項関係）

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付請求書

年 月 日
草津市長 宛
住 所 _____
請求者 _____ 印

年 月 日付で決定されました日常生活用具の給付につきまして、草津市小児慢性特定
疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、請
求します。

記

金 円

支払希望金融機関	銀行 信用金庫 店 信用組合 支店 農業協同組合 出張所
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義 人	

別添 1－2
様式第 7 号（第 6 条第 2 項関係）

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付請求書

年 月 日
草津市長 宛
住 所 _____
請求者 _____ 印

年 月 日付で決定されました日常生活用具の給付につきまして、草津市小児慢性特定
疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり、請
求します。

記

金 円

支払希望金融機関	銀行 信用金庫 店 信用組合 支店 農業協同組合 出張所
預 金 種 別	普通 ・ 当座
口 座 番 号	
フ リ ガ ナ 口 座 名 義 人	

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第164号

草津市風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市風しん予防接種費助成金交付要綱（平成26年草津市告示第239号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条 《現行どおり》 （助成対象者） 第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種を受ける日において本市に住民登録のある者であって、滋賀県が実施する風しん抗体検査もしくは妊婦健診もしくは風しんの追加的対策（風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等の同居の者に限る）において風しん抗体検査を受けた結果、風しんの抗体価が低い状態（HI（赤血球凝集抑制反応）法で16倍以下、EIA（酵素抗体）法で8.0未満または国際単位30IU/ml未満である状態をいう。以下同じ。）にあるもの。または風しんの追加的対策の対象者である者のうち、平成26年4月以降に風しんの抗体検査を受けたものを対象とする。 第3条～第4条 《現行どおり》 （助成の申請） 第5条 《現行どおり》 （1）《現行どおり》 （2）<u>風しん抗体検査申込（問診）票の写し</u>、妊婦健診において受けた風しん抗体検査の結果書、追加的対策における風しんの抗体検査受診票または平成26年4月以降に受けた風しん抗体検査の結果票（追加的対策における対象者のみ） 2～3 《現行どおり》 第6条～第7条 《現行どおり》 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1-1のとおり） 別記様式第2号（第6条関係） （別添2-1のとおり）	第1条 《省略》 （助成対象者） 第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、予防接種を受ける日において本市に住民登録のある者であって、滋賀県が実施する風しん抗体検査もしくは妊婦健診もしくは風しんの追加的対策（<u>妊娠を希望する女性の配偶者等の同居の者または</u>風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等の同居の者に限る）において風しん抗体検査を受けた結果、風しんの抗体価が低い状態（HI（赤血球凝集抑制反応）法で16倍以下、EIA（酵素抗体）法で8.0未満または国際単位30IU/ml未満である状態をいう。以下同じ。）にあるもの。または風しんの追加的対策の対象者である者のうち、平成26年4月以降に風しんの抗体検査を受けたものを対象とする。 第3条～第4条 《省略》 （助成の申請） 第5条 《省略》 （1）《省略》 （2）<u>滋賀県風しん抗体検査結果書</u>、妊婦健診において受けた風しん抗体検査の結果書、追加的対策における風しんの抗体検査受診票または平成26年4月以降に受けた風しん抗体検査の結果票（追加的対策における対象者のみ） 2～3 《省略》 第6条～第7条 《省略》 別記様式第1号（第5条第1項関係） （別添1-2のとおり） 別記様式第2号（第6条関係） （別添2-2のとおり）

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の草津市風しん予防接種費助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、
同日前の申請については、なお従前の例による。

別添 1－1

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市風しん予防接種費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所 〒

氏名 印

電話

草津市風しん予防接種費の助成をされたく申請し、請求します。

記

被 接 種 者 氏 名	☐ 生活保護世帯に属する者		
被 接 種 者 住 所			
被接種者生年月日	年 月 日生（満 歳）		
実際にかった接種費用(a) × 助成割合(b) = (c) () 円 × 割 = () 円 1 円位未満 切捨て 生活保護世帯に属する者以外で(c)が 7, 0 0 0 円を超える場合は、助成申請額は 7, 0 0 0 円を限度とする			
助 成 申 請 額	金 円		
予 防 接 種 の 種 類	☐ 乾燥弱毒性風しんワクチン (R) ☐ 乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン (MR)		
接 種 年 月 日	年 月 日	検 査 年 月 日	年 月 日

添 付 書 類	☐ 領収書（被接種者名、予防接種名、接種費用および接種日がわかるもの） 以下（※）のどちらか ☐ ①風しん抗体検査申込（問診）票の写し（※） ☐ ②妊婦健診において受けた風しん抗体検査の結果書（※） ☐ ③追加的対策における風しんの抗体検査受診票（※） ☐ ④平成 2 6 年 4 月以降に受けた風しん抗体検査の結果票（追加的対策における対象者のみ）（※） （H I 抗体価が 16 倍以上、E I A 価が 8.0 または国際単位 30IU/ml 未満であること、 被検査者名、検査名、検査日、医療機関名がわかるもの）		
確 認 項 目	添付書類③、④の場合以下に該当する者 ☐ 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等の同居の者		
助 成 金 振 込 座	金 融 機 関 名	銀行 店 信用金庫 支店 信用組合 出張所 農業協同組合 代理店	
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	フリガナ		
口 座	口 座 名 義		

住民基本台帳閲覧承諾書

草津市風しん予防接種費助成のために、子育て相談センター所長が私の世帯の住民基本台帳を閲覧
することを承諾します。

年 月 日

住所 草津市

氏名

別添 1－2

別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

草津市風しん予防接種費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

草津市長 へ

申請者

住所

氏名 印

電話

草津市風しん予防接種費の助成をされたく申請し、請求します。

記

被 接 種 者 氏 名	☐ 生活保護世帯に属する者		
被 接 種 者 住 所			
被接種者生年月日	年 月 日生（満 歳）		
実際にかった接種費用(a) × 助成割合(b) = (c) () 円 × 割 = () 円 生活保護世帯に属する者以外で(c)が 7, 0 0 0 円を超える場合は、助成申請額は 7, 0 0 0 円を限度とする			
助 成 申 請 額	金 円		
予 防 接 種 の 種 類	☐ 乾燥弱毒性風しんワクチン (R) ☐ 乾燥弱毒性麻しん風しん混合ワクチン (MR)		
接 種 年 月 日	年 月 日		
検 査 年 月 日	年 月 日		

添 付 書 類	☐ 領収書 （被接種者名、予防接種名、接種費用および接種日がわかるもの） 以下（※）のどれか ☐ ①滋賀県風しん抗体検査結果書（※） ☐ ②妊婦健診において受けた風しん抗体検査の結果書（※） ☐ ③追加的対策における風しんの抗体検査受診票（※） ☐ ④平成 2 6 年 4 月以降に受けた風しん抗体検査の結果票（追加的 対策における対象者のみ）（※） （H I 抗体価が 16 倍以上、E I A 抗体価が 8.0 または国際単位 30IU/ml 未満であること、被検査者名、検査名、検査日、医療機関名がわか るもの）		
確 認 項 目	添付書類③、④の場合以下に該当する者 ☐ 妊娠を希望する女性の配偶者等の同居の者 ☐ 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等の同居の者		
助 成 金 振 込 座	金 融 機 関 名	銀行 店 信用金庫 支店 信用組合 出張所 農業協同組合 代理店	
	預 金 種 別	普通 ・ 当座	
	口 座 番 号		
	フリガナ		
口 座	口 座 名 義		

住民基本台帳閲覧承諾書

草津市風しん予防接種費助成のために、子育て相談センター所長が私の世帯の住民基本台帳を
閲覧することを承諾します。

年 月 日

住所 草津市

氏名 印

別添 2－1
様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市風しん予防接種費助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市風しん予防接種費助成金について次のとおり決定した
たので、草津市風しん予防接種費助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 次のとおり助成を行う。

助成金の額	金 円
-------	-----

2 助成を行わない。

理由

別添 2－2
様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市風しん予防接種費助成金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった草津市風しん予防接種費助成金について次のとお
り決定したので、草津市風しん予防接種費助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 次のとおり助成を行う。

申請者	ふりがな 名 前	
	生年月日	
	住 所	
助成金の額	金 円	

2 助成を行わない。

理由

(令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 6 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条
の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定し
たので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示す
る。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社滋賀ディーシーカード
(2) 所在地 滋賀県大津市浜町 1 番 1 0 号 浜大
津滋賀ビル 2 階

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
市県民税（普通徴収）

3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 6 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条
の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定し
たので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示す
る。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定納付受託者の名称および所在地

- (1) 名 称 株式会社しがぎんジェーシービー
(2) 所在地 滋賀県大津市浜町 1 番 1 0 号 浜大
津滋賀ビル 3 階

2 指定納付受託者に代理納付させる歳入
市県民税（普通徴収）

3 指定納付受託者に代理納付させる期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第 1 6 7 号

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱
草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱（令和元年草津市告示第 1 0 1 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前												
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (対象事業) 第 3 条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) <u>重症心身障害者送迎加算事業</u> <u>生活介護事業</u> <u>所</u> が、手厚い医療的ケアを必要とする <u>重症心身障害者</u> の送迎を行い、 <u>重症心身障害者</u> の福祉の増進および支援の充実を図る事業 (6) 《現行どおり》 第 4 条～第 6 条 《現行どおり》 (特別加算費の請求) 第 7 条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書 (<u>重症心身障害者送迎加算事業</u>)（別記様式第 7 号） (6) 《現行どおり》 2～3 《現行どおり》 第 8 条～第 1 0 条 《現行どおり》 別表（第 4 条関係）	第 1 条～第 2 条 《省略》 (対象事業) 第 3 条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) <u>重症心身障害児者送迎加算事業</u> <u>生活介護事業所等</u> が、手厚い医療的ケアを必要とする <u>重症心身障害児者</u> の送迎を行い、 <u>重症心身障害児者</u> の福祉の増進および支援の充実を図る事業 (6) 《省略》 第 4 条～第 6 条 《省略》 (特別加算費の請求) 第 7 条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書 (<u>重症心身障害児者送迎加算事業</u>)（別記様式第 7 号） (6) 《省略》 2～3 《省略》 第 8 条～第 1 0 条 《省略》 別表（第 4 条関係）												
<table><tr><th>1 区分</th><th>2 基準額</th></tr><tr><td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td>(3) 強度 行動障害者通 所特別 支援事業</td><td>(単価) 算定対象者 1 人あたり <u>1, 5 0 0 円</u>（日額） (算式) 上記該当単価×4 月 1 日（4 月 2 日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年 3 月 3 1 日までの各日の県実施要綱別記 3 の第 2 項第 2 号で定める算定対象者の総数</td></tr></table>	1 区分	2 基準額	《現行どおり》	《現行どおり》	(3) 強度 行動障害者通 所特別 支援事業	(単価) 算定対象者 1 人あたり <u>1, 5 0 0 円</u> （日額） (算式) 上記該当単価×4 月 1 日（4 月 2 日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年 3 月 3 1 日までの各日の県実施要綱別記 3 の第 2 項第 2 号で定める算定対象者の総数	<table><tr><th>1 区分</th><th>2 基準額</th></tr><tr><td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr><tr><td>(3) 強度 行動障害者通 所特別 支援事業</td><td>(単価) 算定対象者 1 人あたり <u>1, 8 0 0 円</u>（日額） (算式) 上記該当単価×4 月 1 日（4 月 2 日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年 3 月 3 1 日までの各日の県実施要綱別記 3 の第 2 項第 2 号で定める算定対象者の総数</td></tr></table>	1 区分	2 基準額	《省略》	《省略》	(3) 強度 行動障害者通 所特別 支援事業	(単価) 算定対象者 1 人あたり <u>1, 8 0 0 円</u> （日額） (算式) 上記該当単価×4 月 1 日（4 月 2 日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年 3 月 3 1 日までの各日の県実施要綱別記 3 の第 2 項第 2 号で定める算定対象者の総数
1 区分	2 基準額												
《現行どおり》	《現行どおり》												
(3) 強度 行動障害者通 所特別 支援事業	(単価) 算定対象者 1 人あたり <u>1, 5 0 0 円</u> （日額） (算式) 上記該当単価×4 月 1 日（4 月 2 日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年 3 月 3 1 日までの各日の県実施要綱別記 3 の第 2 項第 2 号で定める算定対象者の総数												
1 区分	2 基準額												
《省略》	《省略》												
(3) 強度 行動障害者通 所特別 支援事業	(単価) 算定対象者 1 人あたり <u>1, 8 0 0 円</u> （日額） (算式) 上記該当単価×4 月 1 日（4 月 2 日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日）から翌年 3 月 3 1 日までの各日の県実施要綱別記 3 の第 2 項第 2 号で定める算定対象者の総数												

改正後		改正前	
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》
(5) <u>重症心身障害者送迎加算事業</u>	(単価) <u>算定対象者</u> 1人の1回の送迎(片道)につき 600円 (算式) 単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記5の第2項第2号で定める <u>算定対象者</u> の送迎総利用回数	(5) <u>重症心身障害児者送迎加算事業</u>	(単価) <u>算定対象児者</u> 1人の1回の送迎(片道)につき 600円 (算式) 単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記5の第2項第2号で定める <u>算定対象児者</u> の送迎総利用回数
(6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業	(単価) 算定対象児者1人あたり (1) <u>生活介護事業所 200円(日額)</u> (2) <u>児童発達支援事業所 450円(日額)</u> (3) <u>放課後等デイサービス事業所 300円(日額)</u> (算式) 単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記6の第2項第2号で定める算定対象児者の総数(ただし、週2日を算定上限とする。)	(6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業	(単価) 算定対象児者1人あたり <u>1,000円(日額)</u> (算式) 単価×4月1日(4月2日以降に事業を開始した場合は事業を開始した日)から翌年3月31日までの各日の県実施要綱別記6の第2項第2号で定める算定対象児者の総数(ただし、週2日を算定上限とする。)
別記様式第1号(第5条第1項関係) (別添1-1のとおり) 別記様式第2号(第5条第2項関係) (別添2-1のとおり) 別記様式第3号～別記様式第6号 《現行どおり》 別記様式第7号(第7条第1項第5号関係) (別添3-1のとおり) 別記様式第8号 《現行どおり》		別記様式第1号(第5条第1項関係) (別添1-2のとおり) 別記様式第2号(第5条第2項関係) (別添2-2のとおり) 別記様式第3号～別記様式第6号 《省略》 別記様式第7号(第7条第1項第5号関係) (別添3-2のとおり) 別記様式第8号 《省略》	

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別添 1－1
別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）
草津市重度障害者地域包括支援事業費算定事業所承認申請書

年 月 日

草津市長宛

住所
申請者名
代表者名
電話番号

⑤

草津市重度障害者地域包括支援事業特別加算費の承認を受けたいので、草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 事業所

名 称	所 在 地	算定対象児者 1 人当たりの 月額、日額または片道の額

- 2 事業名称
- (1) 重症心身障害者特別加算事業

(2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業

(3) 強度行動障害者通所特別支援事業

(4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業

(5) 重症心身障害者送迎加算事業

(6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業

3 承認申請の対象者

番号	承認を受けようとする者の氏名	生年月日	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

- 4 添付書類
- (1) 従業者の勤務体制および形態一覧表（写し）

(2) 平均障害支援区分等算出シート（写し）

(3) その他対象事業所と確認ができる書類（写し）

(4) 第 3 条第 1 項第 5 号および第 6 号の事業については、判定スコア（平成 1 8 年 9 月 2 9 日厚生労働省告示第 5 5 6 号第 7 号別表）の合計点が 2 5 点以上である児者であることが確認できる書類

(5) その他市長が特に必要と認める書類

別添 1－2
別記

様式第 1 号（第 5 条第 1 項関係）
草津市重度障害者地域包括支援事業費算定事業所承認申請書

年 月 日

草津市長宛

住所
申請者名
代表者名
電話番号

⑤

草津市重度障害者地域包括支援事業特別加算費の承認を受けたいので、草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 事業所

名 称	所 在 地	算定対象児者 1 人当たりの 月額、日額または片道の額

- 2 事業名称
- (1) 重症心身障害者特別加算事業

(2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業

(3) 強度行動障害者通所特別支援事業

(4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業

(5) 重症心身障害児者送迎加算事業

(6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業

3 承認申請の対象者

番号	承認を受けようとする者の氏名	生年月日	住 所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

- 4 添付書類
- (1) 従業者の勤務体制および形態一覧表（写し）

(2) 平均障害支援区分等算出シート（写し）

(3) その他対象事業所と確認ができる書類（写し）

(4) 第 3 条第 1 項第 5 号および第 6 号の事業については、判定スコア（平成 1 8 年 9 月 2 9 日厚生労働省告示第 5 5 6 号第 7 号別表）の合計点が 2 5 点以上である児者であることが確認できる書類

(5) その他市長が特に必要と認める書類

別添2-1
様式第2号（第5条第2項関係）
草津市重度障害者地域包括支援事業費算定事業所承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日に申請のあった草津市重度障害者地域包括支援事業特別加算費認
申請について、下記のとおり決定したので通知します。

1 事業所

名 称	所 在 地	算定対象児者1人当たりの 月額、日額または片道の額

- 2 事業名称
- (1) 重症心身障害者特別加算事業
- (2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業
- (3) 強度行動障害者通所特別支援事業
- (4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業
- (5) **重症心身障害者送迎加算事業**
- (6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業

3 対象者の承認・却下一覧

番号	氏 名	生 年 月 日	承認・却下の別
1			承認 ・ 却下
2			承認 ・ 却下
3			承認 ・ 却下
4			承認 ・ 却下
5			承認 ・ 却下
6			承認 ・ 却下

4 承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

別添2-2
様式第2号（第5条第2項関係）
草津市重度障害者地域包括支援事業費算定事業所承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

草津市長 印

年 月 日に申請のあった草津市重度障害者地域包括支援事業特別加算費認
申請について、下記のとおり決定したので通知します。

1 事業所

名 称	所 在 地	算定対象児者1人当たりの 月額、日額または片道の額

- 2 事業名称
- (1) 重症心身障害者特別加算事業
- (2) 重症心身障害者対応人員配置加算事業
- (3) 強度行動障害者通所特別支援事業
- (4) 重症心身障害者入浴サービス加算事業
- (5) **重症心身障害児者送迎加算事業**
- (6) 重症心身障害児者入浴支援体制加算事業

3 対象者の承認・却下一覧

番号	氏 名	生 年 月 日	承認・却下の別
1			承認 ・ 却下
2			承認 ・ 却下
3			承認 ・ 却下
4			承認 ・ 却下
5			承認 ・ 却下
6			承認 ・ 却下

4 承認期間

年 月 日 ～ 年 月 日

別添3-1
様式第7号（第7条第1項第5号関係）
草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書（**重症心身障害者送迎加算事業**）

年 月 日

草津市長 宛

住所
申請者名
代表者名
電話番号

⑥

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第5号の規定により、 年
月分の**重症心身障害者送迎加算費**について下記のとおり請求します。

記

金 円

1 請求金額の積算

給付対象事業所名	算定対象者 1人の 1回の送迎（片道） 当たりの額 ①	算定対象者 の 延べ利用回数 ②	請求金額 ①×②
()	円	日	円

- 2 添付書類
- (1) 生活介護サービス提供実績記録票（写し）
- (2) 送迎利用回数実績シート（任意様式）
- (3) 従業者の勤務体制および形態一覧表（写し）（変更があった場合のみ）
- (4) 対象事業所と確認ができるもの（任意様式）（変更があった場合のみ）
- (5) 判定スコア（平成18年9月29日厚生労働省告示第556号第7号別表）の合
計点が25点以上である児者であることが確認できる書類（変更があった場合のみ）

3 給付金の振込口座

金融機 関の名 称	銀 行 信用金庫 農業協同組合	預金種別 口座番号	普通 ・ 当座
支店等 の名称	支 店 営 業 所	フリガナ 口座名義	

別添3-2
様式第7号（第7条第1項第5号関係）
草津市重度障害者地域包括支援事業費請求書（**重症心身障害児者送迎加算事業**）

年 月 日

草津市長 宛

住所
申請者名
代表者名
電話番号

⑥

草津市重度障害者地域包括支援事業実施要綱第7条第1項第5号の規定により、 年
月分の**重症心身障害児者送迎加算費**について下記のとおり請求します。

記

金 円

1 請求金額の積算

給付対象事業所名	算定対象児者 1人の 1回の送迎（片道） 当たりの額 ①	算定対象児者 の 延べ利用回数 ②	請求金額 ①×②
()	円	日	円

- 2 添付書類
- (1) 生活介護サービス・**児童発達支援サービス・放課後等デイサービスのうちいず
れか該当するサービスの提供実績記録票**（写し）
- (2) 送迎利用回数実績シート（任意様式）
- (3) 従業者の勤務体制および形態一覧表（写し）（変更があった場合のみ）
- (4) 対象事業所と確認ができるもの（任意様式）（変更があった場合のみ）
- (5) 判定スコア（平成18年9月29日厚生労働省告示第556号第7号別表）の合
計点が25点以上である児者であることが確認できる書類（変更があった場合のみ）

3 給付金の振込口座

金融機 関の名 称	銀 行 信用金庫 農業協同組合	預金種別 口座番号	普通 ・ 当座
支店等 の名称	支 店 営 業 所	フリガナ 口座名義	

草津市告示第 1 6 8 号

草津市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成 1 0 年草津市告示第 9 7 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条 《現行どおり》 （事業の内容） 第 2 条 《現行どおり》 2 サービスの利用回数は、<u>原則として 1 週間につき 1 回</u>とする。 《改正前を削る》 《改正前を削る》 （利用対象者） 第 3 条 サービスの利用対象者は、市内に住所を有する<u>障害児または障害者（以下「障害者等」という。）</u>で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている重度の<u>障害者等</u>（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定に基づき訪問入浴介護を受けることができる者を除く。）で、<u>日常的に吸引等の医療行為を要する状態にあることや、ねたきりの状態にあること等の理由により、居宅において入浴することが困難であること。</u> (2)～(4) 《現行どおり》 （事業の委託） 第 4 条 事業は、<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 7 号）に基づき都道府県知事が指定する指定訪問入浴介護事業者</u>に委託して実施するものとする。 2 事業の実施を希望する事業者（以下「事業者」という。）は、草津市障害者入浴サービス事業届出書(別記様式第 1 号)に、前項の指定を受けてい	第 1 条 《省略》 （事業の内容） 第 2 条 《省略》 2 サービスの利用回数は、<u>次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める回数</u>とする。 (1) 草津市デイサービス事業の利用が困難な者 おおむね 1 週間につき 1 回 (2) 草津市デイサービス事業を利用している者 おおむね 2 週間につき 1 回 （利用対象者） 第 3 条 サービスの利用対象者は、市内に住所を有する<u>身体障害者</u>で、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている重度の<u>障害者</u>（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定に基づき訪問入浴介護を受けることができる者を除く。）で、<u>ねたきり等の状態にあること。</u> (2)～(4) 《省略》 （事業の委託） 第 4 条 事業は、「<u>民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインについて</u>」（昭和 6 3 年 9 月 1 6 日付け厚生省老福第 2 7 号、社更第 1 8 7 号）に定める<u>在宅入浴サービスガイドラインの内容を満たす民間事業者</u>に委託して実施するものとする。 《改正後に新設》

改正後	改正前
ることを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。 3 市長は、前項の届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた事業者と、委託契約を締結するものとする。 (登録の申請) 第5条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前の登録を行うものとし、登録に当たっては、登録申請書(別記様式第2号)に日常生活動作能力調査票(別記様式第3号)および健康診断書(別記様式第4号)を添付して市長に提出しなければならない。 (登録の決定および通知) 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その生活状況等を調査のうえ、登録の可否を決定し、障害者訪問入浴サービス事業登録承認(不承認)通知書(別記様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。 第7条～第8条 <現行どおり> (利用料等) 第9条 サービスの実施に係る1回当たりの費用の額は、介護保険法の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)に基づき算定した訪問入浴介護費の単位に、1単位当たりの単価(厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号)第1号に規定する1単位の単価をいう。)を乗じて得た額とする。 2 サービスを利用した者(以下「利用者」という。)は、前項に規定する費用の額の1割の額を負担するものとし、当該額を事業者に支払うものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第4号に規定する者は、この限りではない。 3 市長は、利用者がサービスを利用した場合は、前項のサービスに係る費用の額の9割の額を事業者に支弁するものとする。 第10条 <現行どおり> <u>別記様式第1号(第4条第2項関係)</u> (別添1のとおり) <u>別記様式第2号(第5条関係)</u> (別添2-1のとおり) <u>別記様式第3号(第5条関係)</u>	<改正後に新設> (登録の申請) 第5条 サービスを利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、事前の登録を行うものとし、登録に当たっては、登録申請書(別記様式第1号)に日常生活動作能力調査票(別記様式第2号)および健康診断書(別記様式第3号)を添付して市長に提出しなければならない。 (登録の決定および通知) 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その生活状況等を調査のうえ、登録の可否を決定し、障害者訪問入浴サービス事業登録承認(不承認)通知書(別記様式第4号)により当該申請者に通知するものとする 第7条～第8条 <省略> (利用料) 第9条 サービスを利用した者(以下「利用者」という。)は、当該サービスに係る費用の額の1割の額を負担するものとし、当該額を第4条の民間事業者に支払うものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第4号に規定する者は、この限りではない。 <改正後に新設> 2 市長は、利用者がサービスを利用した場合は、前項のサービスに係る費用の額の9割の額を第4条の民間事業者に支弁するものとする。 第10条 <省略> <改正後に新設> <u>別記様式第1号(第5条関係)</u> (別添2-2のとおり) <u>別記様式第2号(第5条関係)</u>

改正後	改正前
(別添 3－1 のとおり) 別記様式第 4 号 (第 5 条関係) (別添 4－1 のとおり) 別記様式第 5 号 (第 6 条関係) (別添 5－1 のとおり)	(別添 3－2 のとおり) 別記様式第 3 号 (第 5 条関係) (別添 4－2 のとおり) 別記様式第 4 号 (第 6 条関係) (別添 5－2 のとおり)

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1
別記
様式第 1 号 (第 4 条第 2 項関係)

草津市障害者訪問入浴サービス事業届出書

草津市長 宛 年 月 日
(届出者)
所在地
法人名
代表者

年度草津市障害者訪問入浴サービス事業の実施を下記の通り届けます。

事業を実施する事業所	事業所名	(フリガナ)			
	事業所の所在地				
	責任者	職名		氏名	
	連絡先	電話番号		FAX	
		メール			
	介護保険法に基づく事業者指定番号				

※都道府県知事が指定する指定訪問入浴介護事業者であることを証明する書類の写しを添付してください。

別添 2－1
様式第 2 号 (第 5 条関係)

障害者訪問入浴サービス事業登録申請書

草津市長 宛 年 月 日
申請者 住 所 _____
氏 名 _____
対象者との続柄()
連絡先 電話 _____

障害者訪問入浴サービスを受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、利用者負担を確認するため、私の配偶者または私の扶養義務者の所得税および市県民税に関する課税台帳を草津市職員が閲覧することを承諾します。

対 象 者	住 所	草津市			性 別		男・女	
	氏 名	個人番号：		生年月日	年 月 日 (歳)			
	身 体 障 害 者 手 帳 交 付 状 況	県第 号			等 級		種 級	
		交 付 年 月 日			年 月 日			
	障 害 名							
	在 宅 の 有 無	有・無	通院先					
世帯の状況	氏 名	続 柄	年 齢	職 業		介護の状況		
生活保護受給の有無		有 ・ 無						

別添 2－2

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

障害者訪問入浴サービス事業登録申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
対象者との続柄() _____
連絡先 電話 _____

障害者訪問入浴サービスを受けたいので、下記のとおり申請します。
なお、利用者負担を確認するため、私、私の配偶者または私の扶養義務者の所得税および市県民税に関する課税台帳を草津市職員が閲覧することを承諾します。

対 象 者	住 所	草津市		性 別	男・女
	氏 名	個人番号：	生年月日	年 月 日 (歳)	
	身体障害者手帳 交付状況	県第 号	等 級	種 級	
	障 害 名				
	在 宅 の 有 無	有・無	通院先		
世 帯 の 状 況	氏 名	続 柄	年 齢	職 業	介護の状況
生活保護受給の有無		有 ・ 無			

別添 3－1

様式第 3 号 (第 5 条関係)

日常生活動作能力調査票

記入者 _____ 記入年月日 年 月 日

氏 名	男・女		年 月 日 (歳)	
傷 病 の 状 況	既往症			
	現在症			
身 体 等 の 状 況	視 力	1 普通 2 やや悪い 3 物の形がぼんやり見える 4 まったく見えない		
	聴 力	1 普通 2 大声で聞こえる 3 耳元で大声でない 4 聞こえない 5 まったく聞こえない		
	言 語	1 普通 2 聞き取りにくい 3 聞き取れない 4 しゃべれない		
	睡 眠	1 普通 2 あまり眠らない 3 極度の不眠		
	食 欲	1 旺盛 2 普通 3 あまりない 4 全くない		
日 常 生 活 動 作 能 力	便 通	1 普通 2 便秘しがち 3 あまりない 4 全くない		
	アレルギー	1 ある 2 薬物 () 食物 () 2 ない		
	全般的動作	1 普通に外出できる 2 家の中なら動ける 3 起きられるがあまり動けない 4 ねたきりあるいはほとんどねたきり		
	歩 行	1 普通に歩ける 2 やつと一人で歩ける 3 介助があればなんとか歩ける 4 全く歩けない		
	着 脱 衣 食 事	1 普通にできる 2 はしを使えるがやや不自由 3 スプーンでなんとかできる 4 全面介助		
入 浴	入 浴	1 普通にできる 2 ほぼ普通にできるが不自由 3 浴槽に入れるが身体は洗ってもらう 4 全面介助もしくは身体をふくのみ		
	排 泄	1 普通にできる 2 便所まで介助、自立使用 3 便器介助 4 常時おむつ使用 ◎失禁 有・無 ()		
	そ の 他			
	そ の 他 特 記 事 項			

別添 3－2

様式第 2 号 (第 5 条関係)

日常生活動作能力調査票

記入者 _____ 記入年月日 年 月 日

氏 名	男・女		年 月 日 (歳)	
傷 病 の 状 況	既往症			
	現在症			
身 体 等 の 状 況	視 力	1 普通 2 やや悪い 3 物の形がぼんやり見える 4 まったく見えない		
	聴 力	1 普通 2 大声で聞こえる 3 耳元で大声でない 4 聞こえない 5 まったく聞こえない		
	言 語	1 普通 2 聞き取りにくい 3 聞き取れない 4 しゃべれない		
	睡 眠	1 普通 2 あまり眠らない 3 極度の不眠		
	食 欲	1 旺盛 2 普通 3 あまりない 4 全くない		
日 常 生 活 動 作 能 力	便 通	1 普通 2 便秘しがち 3 あまりない 4 全くない		
	アレルギー	1 ある 2 薬物 () 食物 () 2 ない		
	全般的動作	1 普通に外出できる 2 家の中なら動ける 3 起きられるがあまり動けない 4 ねたきりあるいはほとんどねたきり		
	歩 行	1 普通に歩ける 2 やつと一人で歩ける 3 介助があればなんとか歩ける 4 全く歩けない		
	着 脱 衣 食 事	1 普通にできる 2 はしを使えるがやや不自由 3 スプーンでなんとかできる 4 全面介助		
入 浴	入 浴	1 普通にできる 2 ほぼ普通にできるが不自由 3 浴槽に入れるが身体は洗ってもらう 4 全面介助もしくは身体をふくのみ		
	排 泄	1 普通にできる 2 便所まで介助、自立使用 3 便器介助 4 常時おむつ使用 ◎失禁 有・無 ()		
	そ の 他			
	そ の 他 特 記 事 項			

別添 4－1

様式第 4 号 (第 5 条関係)

健 康 診 断 書									
氏名				男・女	年 月 日生 (歳)				
住所	電話								
感 染 症	W a	(ガラス板法) + -	(TPHA法) + -	結核性疾患 無 有 (年発病)					
	HBS 抗原	+ -		胸部 X－P 異常 (無 有)					
	そ の 他 の 伝 染 性 疾 患								
血 圧				現在症	既往症				
薬 治									
入 浴 の 可 ・ 否 可 ・ 否									
A D L	入 浴	自立	一部介助	全部介助	そ の 他	車 い す	未使用	介助不要	一部介助
	歩 行	自立	一部介助	不 能		認 知 症	無 軽 度 中 度 重 度		
	排 泄	自立	一部介助	全部介助		意 思 疎 通	有 有 程 度 有 無		
	食 事	経 口 摂 取 可 能	自立	一部介助		全部介助	排 便	無 有 (昼 夜)	
	着 脱 衣	自立	一部介助	全部介助		褥 創	無 有 ()		
参 考	起 座	自立	一部介助	不 能		麻 痺	無 有 ()		
	立 ち 上 が り	自立	一部介助	不 能					
	在宅保健福祉サービスを受けられる場合、参考となる事項があれば記入してください。								
	上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関の住所 医 療 機 関 名 主治医 氏名								
	ワッセルマン反応および HBS 抗原検査について、陽性の場合は、検査成績証明書を添付してください。								

別添 4－2

様式第 3 号（第 5 条関係）

健 康 診 断 書									
氏名				男・女		年 月 日生（ 歳）			
住所		電話							
感 染 症	W a		(ガラス板法) + -		(TPHA法) + -		結核性疾患 無 有（ 年発病）		
	HBS 抗原		+ -		胸部 X－P 異常（無 有）				
	そ の 他 の 伝 染 性 疾 患								
血 圧			現在症				既往症		
薬 治									
入 浴 の 可 ・ 否		可 ・ 否							
A D L	入 浴	自立 一部介助 全部介助		そ の 他	車 い す	未使用 使 用 介助不要 一部介助 全部介助			
	歩 行	自立 一部介助 不 能							
	排 泄	自立 一部介助 全部介助 おむつ ポータブルトイレ							
	食 事	経 口 摂 取 可 能	自立一部介助 全部介助		認 知 症	無 軽 度 中 度 重 度			
		経 口 摂 取 不 可 能	経管栄養			意 思 疎 通 有 ある 程 度 有 無			
	着 脱 衣	自立 一部介助 全部介助	起 座	自立 一部介助 不 能		排 徊	無 有（ 昼夜 ）		
立 ち 上 が り	自立 一部介助 不 能	褥 創		無 有（ ）					
		麻 痺		無 有（ ）					
参 考	在宅保健福祉サービスを受けられる場合、参考となる事項があれば記入してください。								
上記のとおり診断します。 年 月 日 医療機関の住所 医 療 機 関 名 主治医 氏名 ㊞									

ワッセルマン反応およびHBS抗原検査について、陽性の場合は、検査成績証明書を添付してください。

別添 5－1

様式第 5 号（第 6 条関係）

障害者訪問入浴サービス事業登録承認（不承認）通知書									
年 月 日									
様									
草津市長									
年 月 日付けで申請のあった障害者訪問入浴サービス事業の登録について、下記のとおり決定したので通知します。									
1 登録承認									
対 象 者	登録番号								
	住 所								
	氏 名								
	身体障害者手帳 交 付 状 況	滋賀県第 号	等 級	種 級					
	障 害 名	交付年月日	年 月 日						
利用料									
2 登録不承認									
理 由									
(備 考)									
1 訪問入浴の利用日については、サービス事業者より別途連絡します。									
2 対象者の健康状態により、入浴できないことがあります。									
3 事情により、対象者宅の給湯設備を利用させていただくことがあります。									
4 利用料は、直接、業務の受託者に支払ってください。									
5 訪問入浴サービスの必要がなくなったとき、その他申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに連絡してください。									

別添 5－2

様式第 4 号（第 6 条関係）

障害者訪問入浴サービス事業登録承認（不承認）通知書									
年 月 日									
様									
草津市長									
年 月 日付けで申請のあった障害者訪問入浴サービス事業の登録について、下記のとおり決定したので通知します。									
1 登録承認									
対 象 者	登録番号								
	住 所								
	氏 名								
	身体障害者手帳 交 付 状 況	滋賀県第 号	等 級	種 級					
	障 害 名	交付年月日	年 月 日						
利用料									
2 登録不承認									
理 由									
(備 考)									
1 訪問入浴の利用日については、サービス事業者より別途連絡します。									
2 対象者の健康状態により、入浴できないことがあります。									
3 事情により、対象者宅の給湯設備を利用させていただくことがあります。									
4 利用料は、直接、業務の受託者に支払ってください。									
5 訪問入浴サービスの必要がなくなったとき、その他申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに連絡してください。									

(令和 7 年 4 月 1 日 掲 示 済 み)

草津市告示第169号

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成18年草津市告示第213号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第7条 《現行どおり》 （事業者の遵守事項） <u>第8条</u> 事業者は、受け入れることが可能な障害種別および年齢層について、利用者に対して事前に説明を行わなければならない。 2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めておかなければならない。 3 事業者は、従業員の資質向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。 4 事業者は、利用者に怪我等がないよう施設設備等に安全な配慮を行わなければならない。 5 事業者は、その負担において、利用者に係る傷害保険等に参加しなければならない。 6 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、市長および利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 7 事業者は、事業の実施に関する利用者からの苦情申出窓口を設置しなければならない。 8 事業者は、会計に関する記録および利用者へのサービス提供記録に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。 9 事業者は、業務上知り得た利用者等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。 <u>第9条</u> 《現行どおり》 （実施調査等） <u>第10条</u> 市長は、事業者の業務の適正な実施を図るため、内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずることができる。 2 事業者は、この事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分するものとする。	第1条～第7条 《省略》 《改正後に新設》 <u>第8条</u> 《省略》 《改正後に新設》

改正後	改正前
第 1 1 条 《現行どおり》 別表 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《現行どおり》	第 9 条 《省略》 別表 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 3 号 《省略》

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 7 年 4 月 1 日掲示済み)

草津市告示第 1 7 0 号
公金の収納および徴収事務の委託につ
いて
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の
2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり委託す
ることから、同条第 2 項の規定により告示する。
令和 7 年 4 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

委 託 事 務 内 容	受 託 者 お よ び 住 所	委 託 期 間
草津市立草津駅西口自転車駐 車場の使用料の徴収事務	【受託者】 蔦井株式会社 【住所】 愛知県名古屋市区真福寺町 1－5 7	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市立草津駅西口第 2 自転 車駐車場の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市立草津駅西口第 3 自転 車駐車場の使用料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
放置自転車保管料の徴収事務	【受託者】 大五産業株式会社 【住所】 滋賀県草津市若竹町 9 番 2 4 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
草津市立西一会館の使用料の徴 収事務	【受託者】 特定非営利活動法人ユウ・アンド・アイ 【住所】 滋賀県草津市西草津一丁目 8 番 4 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市立西一教育集会所の使用 料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市立西一会館のコピーサー ビス等料金の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市立橋岡会館の使用料の徴 収事務	【受託者】 特定非営利活動法人熱と光 【住所】 滋賀県草津市橋岡町 1 6 5 番地	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市立橋岡教育集会所の使用 料の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
草津市立橋岡会館のコピーサー ビス等料金の徴収事務		令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

草津市立新田会館の使用料の徴収事務		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立新田教育集会所の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人心輪 【住所】滋賀県草津市草津町1475番地2	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立新田会館のコピーサービス等料金の徴収事務		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立常盤東総合センターの使用料の徴収事務		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立芦浦教育集会所の使用料の徴収事務	【受託者】特定非営利活動法人ハート&ライト 【住所】滋賀県草津市芦浦町70番地7	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立常盤東総合センターのコピーサービス等料金の徴収事務		令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立志津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市青地町561番地	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立志津南まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】志津南学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市若草五丁目10番地	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立草津まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】草津学区ひと・まちいきいき協議会 【住所】滋賀県草津市草津一丁目4番33号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立大路まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】大路区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目9番11号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立渋川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】渋川学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市西渋川二丁目9番38号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立矢倉まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】矢倉学区未来のまち協議会 【住所】滋賀県草津市東矢倉二丁目13番6号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立老上まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市野路町520番地	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立老上西まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】老上西学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市矢橋町526番地1	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立玉川まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】遺跡と萩の育む玉川まちづくり推進会議 【住所】滋賀県草津市野路九丁目7番42号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立南笠東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】南笠東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番47号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立山田まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】山田学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市南山田町678番地	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立笠縫まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市上笠一丁目6番3号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立笠縫東まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】笠縫東学区まちづくり協議会 【住所】滋賀県草津市集町58番地8	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市立常盤まちづくりセンターの使用料の徴収事務	【受託者】人と地域が輝く常盤協議会 【住所】滋賀県草津市志那中町111番地1	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
草津市手数料条例別表第34項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】社会福祉法人滋賀同仁会養護老人ホーム大津老人ホーム 【住所】滋賀県大津市本宮二丁目6番22号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人グロー養護老人ホームきぬがさ 【住所】滋賀県東近江市五個荘川並町322番地	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人グロー老人ホームながはま 【住所】滋賀県長浜市加田町19番地6	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

	【受託者】社会福祉法人たかしま会養護老人ホーム藤波園 【住所】滋賀県高島市マキノ町西浜1415番地	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人湖東会盲養護老人ホーム星光の里 【住所】滋賀県犬上郡多賀町中川原605番地2	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人大樹会養護老人ホーム金亀荘 【住所】滋賀県彦根市日夏町151番地	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
配食サービス利用料の徴収事務	【受託者】株式会社H y g g e 配食のふれ愛 瀬田店 【住所】滋賀県大津市大萱2丁目22-17	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市生活サポート利用料の収納事務	【受託者】公益財団法人草津市シルバー人材センター 【住所】滋賀県草津市志那町2554番地1	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】企業組合労協センター事業団 草津地域福祉事務所 みんなの家 【住所】滋賀県草津市東草津一丁目2番35号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人 ユウ・アンド・アイ 【住所】滋賀県草津市草津町1446番地の1	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市手数料条例別表第8項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】株式会社マツモトキョシ 【住所】千葉県松戸市新松戸東9-1	令和7年2月12日から令和8年9月30日まで
草津市手数料条例別表第8項および第9項（第3号を除く）に規定する手数料の徴収事務	【受託者】株式会社トライアルカンパニー 【住所】福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2	令和6年4月1日から令和8年9月30日まで
草津市手数料条例別表第9項第3号に規定する手数料の徴収事務	【受託者】大五産業株式会社 【住所】滋賀県草津市若竹町9番24号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市手数料条例別表第25項および第26項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】公益社団法人滋賀県獣医師会 【住所】滋賀県大津市松本一丁目2番20号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市手数料条例別表第32項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】有限会社草津介護センター 【住所】滋賀県草津市西渋川一丁目15番10号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市手数料条例別表第33項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】株式会社フジヤクリーニング 【住所】滋賀県大津市月輪一丁目13番12号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市手数料条例別表第36項に規定する手数料の徴収事務	【受託者】社会医療法人誠光会淡海医療センター 【住所】滋賀県草津市矢橋町1660番地	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市児童育成クラブの保育料の徴収事務	【受託者】労働者協同組合労協センター事業団 【住所】東京都豊島区東池袋一丁目44番3号 池袋ISPタマビル	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人草津保育園 【住所】滋賀県草津市東矢倉一丁目3番22号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人あさひ 【住所】滋賀県草津市笠山一丁目1番40号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人良友会 【住所】滋賀県草津市平井二丁目13番3号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人志津保育園 【住所】滋賀県草津市青地町946番地	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	【受託者】社会福祉法人ご縁会 【住所】滋賀県草津市青地町1248-4	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人スポキッズ 【住所】長崎県諫早市城見町3番16号	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人 ディフェンス 【住所】草津市草津二丁目9番4号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

草津市手数料条例別表第37項に規定する手数料の徴収事務 草津っ子サポート事業の利用料の徴収事務	【受託者】ピース株式会社 訪問介護事業所 よかよか 【住所】草津市駒井沢町375-33	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】特定非営利活動法人宅老所おかえり ヘルパーステーション向日葵 【住所】草津市上笠四丁目14-3-3-C	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】有限会社 ムラセ薬局 【住所】草津市野路一丁目14番38-201号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】有限会社 オフィス 豆の木 【住所】草津市大路一丁目7番1-3103号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】企業組合 労協センター事業団 草津地域福祉事業所 みんなの家 【住所】草津市東草津一丁目2番35号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
	【受託者】株式会社 ジーティーファム 【住所】栗東市糺6丁目8番4号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号）別表に規定する諸証明の交付に係る手数料の収納事務（インターネットによる交付の申請および手数料の納付がなされるものに限る。）	【受託者】株式会社NTTデータ 【住所】東京都江東区豊洲三丁目3番3号	令和7年4月1日から令和8年3月31日
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく子宮頸がん検診に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市糺一丁目10番7号	令和7年4月1日から令和8年3月31日
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく乳がん検診に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県病院協会 【住所】滋賀県大津市京町四丁目3-28	令和7年4月1日から令和8年3月31日
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく節目歯科健康診査に係る受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東守山野洲歯科医師会草津地区 【住所】滋賀県草津市西大路町6-9	令和7年6月1日から令和8年3月31日
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく各種健康診査にかかる受診料の徴収事務	【受託者】一般社団法人草津栗東医師会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1-35	令和7年6月1日から令和8年3月31日
草津市健康診査受診料徴収規則に基づく各種健康診査にかかる受診料（集団検診方式）の徴収事務	【受託者】一般財団法人近畿健康管理センター 【住所】滋賀県栗東市小野501-1	令和7年6月1日から令和8年3月31日
草津市予防接種要綱に基づく高齢者肺炎球菌予防接種および高齢者インフルエンザ予防接種、高齢者新型コロナウイルス感染症、高齢者带状疱疹に係る接種料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市糺一丁目10番7号	令和7年4月1日から令和8年3月31日
	【受託者】一般社団法人滋賀県病院協会 【住所】滋賀県大津市京町四丁目3-28	令和7年4月1日から令和8年3月31日
	【受託者】一般社団法人草津栗東医師会 【住所】滋賀県草津市大路二丁目1-35	令和7年4月1日から令和8年3月31日
草津市予防接種要綱に基づく高齢者肺炎球菌予防接種および高齢者インフルエンザ予防接種に係る接種料の徴収事務	【委託者】医療法人希会 きぼうクリニック 【住所】草津市南草津ブリムタウン4丁目8番2 1階	令和7年4月1日から令和8年3月31日
草津市手数料条例別表第30項に規定する手数料の徴収事務 産後ケア事業の利用料の徴収事務	【受託者】一般社団法人滋賀県医師会 【住所】滋賀県栗東市糺一丁目10番7号	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

	【受託者】一般社団法人 滋賀県助産師会 【住所】栗東市出庭 1 1 9 9 - 2	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
証明書等自動交付サービスに係る証明書交付手数料の徴収事務	【受託者】地方公共団体情報システム機構 【住所】東京都千代田区一番町 2 5 番地	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
草津市ふるさと寄附金条例（平成 2 0 年草津市条例第 1 8 号）に基づく寄附金の徴収	【受託者】株式会社さとふる 【住所】東京都中央区京橋二丁目 2 - 1	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
草津市ふるさと寄附金条例（平成 2 0 年草津市条例第 1 8 号）に基づく寄附金の収納	【受託者】株式会社滋賀ディーシーカード 【住所】滋賀県大津市浜町 1 番 1 0 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】株式会社しがぎんジェーシービー 【住所】滋賀県大津市浜町 1 番 1 0 号 浜大津滋賀ビル 3 階	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】株式会社トラストバンク 【住所】東京都品川区上大崎三丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】株式会社さとふる 【住所】東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 京橋エルグラン 1 3 F	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】株式会社アイモバイル 【住所】東京都渋谷区渋谷三丁目 2 6 番 2 0 号関電不動産渋谷ビル 8 階	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】P a y P a y 株式会社 【住所】東京都千代田区紀尾井町 1 - 3	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】楽天グループ株式会社 【住所】東京都世田谷区玉川一丁目 1 4 番 1 号 楽天クリムゾンハウス	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー 【住所】東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
	【受託者】株式会社近鉄百貨店 【住所】大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 4 3 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
草津市立プールの使用料の徴収事務	【受託者】草津シティプール PFI サービス株式会社 【住所】滋賀県草津市大路二丁目 1 番 4 1 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
野村公園の使用料の徴収事務	【受託者】合同会社 草津市スポーツ振興事業体 【住所】滋賀県草津市下笠町 1 6 1 番地	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
草津市立水生植物公園みずの森の図書販売代金の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目 1 6 番 1 5 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
草津市立水生植物公園みずの森のコインロッカー使用料の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目 1 6 番 1 5 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
草津市立水生植物公園みずの森のコピー機使用料の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目 1 6 番 1 5 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
草津市立水生植物公園みずの森の公衆電話使用料の徴収事務	【受託者】西武造園株式会社 【住所】東京都豊島区南池袋一丁目 1 6 番 1 5 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
草津市立ロクハ公園の使用料徴収業務	【受託者】公益財団法人 草津市コミュニティ事業団 【住所】草津市大路二丁目 1 番 3 5 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
草津市立ロクハ公園駐車場使用料徴収業務	【受託者】公益財団法人 草津市コミュニティ事業団 【住所】草津市大路二丁目 1 番 3 5 号	令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(令和 7 年 4 月 1 日揭示済み)

草津市告示第171号

草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市住生活基本計画検討委員会設置要綱（平成23年草津市告示第59号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前								
第1条～第6条　《現行どおり》 別表（第3条第1項関係） <table><tr><td>委員</td></tr><tr><td>《現行どおり》</td></tr><tr><td><u>こども若者政策課長</u></td></tr><tr><td>《現行どおり》</td></tr></table>	委員	《現行どおり》	<u>こども若者政策課長</u>	《現行どおり》	第1条～第6条　《省略》 別表（第3条第1項関係） <table><tr><td>委員</td></tr><tr><td>《省略》</td></tr><tr><td><u>子ども・若者政策課長</u></td></tr><tr><td>《省略》</td></tr></table>	委員	《省略》	<u>子ども・若者政策課長</u>	《省略》
委員									
《現行どおり》									
<u>こども若者政策課長</u>									
《現行どおり》									
委員									
《省略》									
<u>子ども・若者政策課長</u>									
《省略》									

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（令和7年4月1日掲示済み）

草津市告示第172号

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

草津市重症心身障害者通所施設事業補助金交付要綱（平成25年草津市告示第7号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前				
第1条～第6条 《現行どおり》 別表（第3条関係）	第1条～第6条 《省略》 別表（第3条関係）				
<table><tr><th>対象経費</th></tr><tr><td>社会福祉法人びわこ学園の運営するたいよう およびかなえが実施する事業に要する経費のうち、医療的ケア等の特別な支援を必要とする重</td></tr></table>	対象経費	社会福祉法人びわこ学園の運営するたいよう およびかなえが実施する事業に要する経費のうち、医療的ケア等の特別な支援を必要とする重	<table><tr><th>対象経費</th></tr><tr><td>社会福祉法人びわこ学園の運営するたいよう およびかなえが実施する事業に要する経費のうち、医療的ケア等の特別な支援を必要とする重</td></tr></table>	対象経費	社会福祉法人びわこ学園の運営するたいよう およびかなえが実施する事業に要する経費のうち、医療的ケア等の特別な支援を必要とする重
対象経費					
社会福祉法人びわこ学園の運営するたいよう およびかなえが実施する事業に要する経費のうち、医療的ケア等の特別な支援を必要とする重					
対象経費					
社会福祉法人びわこ学園の運営するたいよう およびかなえが実施する事業に要する経費のうち、医療的ケア等の特別な支援を必要とする重					

改正後	改正前
症心身障害者の支援に要する次に掲げる費用であって市長が認めるもの。ただし、生活介護に要する費用等を除く。 (1) 看護師の配置に要する費用 <u>医療的ケア等の特別な支援を必要とする重症心身障害者に対して、看護師を配置するために必要な額。ただし、対象となる看護師については常勤換算方法で4人目のみとし、1人未満の端数が出る場合は、切り捨てるものとする。</u> (2) リハビリテーションに係る医師、理学療法士、作業療法士または心理士の配置に要する費用 (3) 調理員の配置に要する費用 総事業費から、他の補助金等の収入を差し引いた額と、調理員の配置に伴う委託費の3分の1の額を比べて低い額。 (4) 利用者の送迎に要する費用 別記様式第1号～別記様式第2号 《現行どおり》	症心身障害者の支援に要する次に掲げる費用であって市長が認めるもの。ただし、生活介護に要する費用等を除く。 (1) 看護師の配置に要する費用 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（令和3年厚生労働省告示第87号）に規定する、常勤看護職員等配置加算Ⅲの基準を超えて医療的ケア等の特別な支援を必要とする重症心身障害者に対して、看護師を配置するために必要な額。（ただし、対象となる看護師については常勤換算方法で4人目以降からとし、1人未満の端数が出る場合は、切り捨てるものとする）。</u> (2) リハビリテーションに係る医師、理学療法士、作業療法士または心理士の配置に要する費用 (3) 調理員の配置に要する費用 総事業費から、他の補助金等の収入を差し引いた額と、調理員の配置に伴う委託費の3分の1の額を比べて低い額。 (4) 利用者の送迎に要する費用 別記様式第1号～別記様式第2号 《省略》

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(令和7年4月1日揭示済み)

草津市告示第173号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

令和6年度 第9期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和7年4月8日に送達があったものとみなす。

令和6年度第9期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号
2	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号 レドンダカサ玉川
3	万木 昇	草津市木川町356番地15
4	飯田 義正	草津市野村五丁目9番34-706号 シャルマンコーポ草津野村
5	DALIDA JOSE TECEBA	草津市西渋川一丁目17番40-102号コーポコスモ
6	DALIDA PURISIMA PRODIGO	草津市西渋川一丁目17番40-102号コーポコスモ

(令和7年4月1日揭示済み)

草津市告示第174号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 市・県民税・普通徴収督促状 | 88件 |
| (2) 固定資産税・都市計画税督促状 | 4件 |
| (3) 軽自動車税（種別割）督促状 | 2件 |
| (4) 国民健康保険税督促状 | 58件 |
| (5) 差押調書（謄本） | 5件 |
| (6) 配当計算書（謄本） | 7件 |

計164件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和7年4月8日に送達があったものとみなす。

督 促 状 公 示 送 達 者 名 簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税 (補助課)	国民健康保険税
高瀬 裕史	東京都豊田区葉平五丁目4番4-602号	令和6年度第4期			
上江洲 安信ノリス	東京都多摩市中沢1丁目16番地の1 アブノリユート・コウエイ 106	令和6年度第4期			
今野 浩治	群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山2230番地1 サンセール馬山103	令和6年度第4期			
香川 光敏	静岡県浜松市中央区常盤町143番地の5 is 常盤 308	令和6年度第4期			
鈴木 正直	愛知県名古屋市中区常盤町14番地の1 レオパレス荒子川公園202号	令和6年度第4期			
宮永 浩二	岐阜県各務原市那加西市場町6丁目37番地2 ノースサイドヘルズ石山 201	令和6年度第4期			
塩見 昭佳	滋賀県東海市小楯6丁目1番30号	令和6年度第4期			
小澤 昭雄	滋賀県東近江市能登川町341番地1	令和6年度第4期			
大橋 義義	滋賀県彦根市開田今町1769番地 (D-444号)	令和6年度第4期			
山本 秀樹	滋賀県草津市集町481番地1	令和6年度第4期			
NGUYEN ANH DAO	滋賀県草津市川原四丁目3番2号	令和6年度第4期			
堀内 省三	滋賀県草津市西沢川一丁目11番7号 ハイヅヒカリ 103号	令和6年度第4期			
NGUYEN HUU KHAI	滋賀県草津市西沢川一丁目2番25-102号 川那辺パーク	令和6年度第4期			
柳橋 邦生	滋賀県草津市沢川一丁目7番25-202号 CASA di Laquat	令和6年度第3期			
柳橋 邦生	滋賀県草津市沢川一丁目7番25-202号 CASA di Laquat	令和6年度第4期			
川上 基	滋賀県草津市野村一丁目19番11-103号 北川マイルーム88	令和6年度第4期			
松口 航貴	滋賀県草津市野村七丁目16番6-302号 アネックスY	令和6年度第3期			
中山 寛士	滋賀県草津市野村六丁目10番30-212号 グランエクレー	令和6年度第4期			
中山 寛士	滋賀県草津市野村六丁目10番30-212号 グランエクレー	令和5年度第3期			
亀井 孝志	滋賀県草津市野村六丁目3番3号 甲賀生 10号	令和6年度第4期			
WU DEQIN 武 徳敏	滋賀県草津市野村六丁目7番11-402号 グランディ オール	令和6年度第4期			
NAKAYAMA NAKATO BRUNO	滋賀県草津市上等一丁目27番32号	令和6年度第4期			
高田 志津夫	滋賀県草津市上二丁目14番6号	令和6年度第4期			
芝池 大竜	滋賀県草津市東草津三丁目17番22-210号 第5ハイム高瀬	令和6年度第4期			
猪方 高志	滋賀県草津市草津一丁目12番9-303号 サン・ルラル	令和6年度第4期			
福永 明仁	滋賀県草津市草津一丁目2番2-502号 サテンドール草津	令和6年度第4期			
森村 玲菜	滋賀県草津市草津二丁目3番19-201号 アドニス大崎	令和6年度第4期			
前田 浩	滋賀県草津市草津一丁目8番50号	令和6年度第4期			
白井 博文	滋賀県草津市草津町1537番地23 エルシティ草津 405号	令和6年度第4期			
坂本 礼奈	滋賀県草津市草津町1668番地1-305 メゾン島	令和6年度第4期			
上地 伸昭	滋賀県草津市草津町1668番地1-309 メゾン島	令和6年度第4期			
鶴賀 和弘	滋賀県草津市青地町213番地1-611 デイアコート青地Ⅱ	令和6年度第4期			
松本 佳仁	滋賀県草津市青地町581番地1-1507 コンフォートプラオ	令和6年度第4期			
佐々利 淳	滋賀県草津市青地町663番地1 シャーメゾン青地 203号	令和6年度第4期			
梅田 和夫	滋賀県草津市青地町756番地1212 エスペランツ琵琶湖	令和6年度第4期			
茂木 和繁	滋賀県草津市岡本町470番地201 Antevorte	令和6年度第4期			
山本 國雄	滋賀県草津市通分三丁目12番3-107号 通分エイト	令和6年度第4期			
立道 正彦	滋賀県草津市通分三丁目22番19-127号 草津ロイヤルマンション	令和6年度第4期			
藤原 涼子	滋賀県草津市通分三丁目22番19-221号 草津ロイヤルマンション	令和6年度第4期			
高田 秀一	滋賀県草津市通分三丁目24番17-102号 ドミール中尾台B	令和6年度第4期			
北 喜代志	滋賀県草津市通分四丁目3番7-202号 シャンポールu	令和6年度第4期			
片岡 数好	滋賀県草津市通分二丁目2番22-101号 ファミールシヤトー	令和6年度第4期			
稲田 新司	滋賀県草津市通分二丁目4番35-302号 レオパレスサニーヒルズ	令和6年度第4期			
長谷川 進	滋賀県草津市通分二丁目8番35-107号 レオパレスEfinil	令和6年度第4期			
山下 優斗	滋賀県草津市通分二丁目8番7-103号 レオパレスEfinil	令和6年度第4期			
久保 道高	滋賀県草津市通分九丁目5番16号	令和6年度第4期			
橋本 章高	滋賀県草津市木川町836番地103 アルポーレ・ヴィラ	令和6年度第4期			
泉 悠人	滋賀県草津市木川町904番地10	令和6年度第4期			
谷内 潔	滋賀県草津市矢倉一丁目2番12-305号 Le ciel I	令和6年度第4期			
高好 宏美	滋賀県草津市矢倉一丁目3番1-101号 セイバリー東矢倉	令和6年度第4期			
浅井 町代	滋賀県草津市東矢倉一丁目3番1-303号 セイバリー東矢倉	令和6年度第4期			
岩根 吉彦	滋賀県草津市野路東三丁目8番10号 精美館 303号	令和6年度第4期			
松井 かおり	滋賀県草津市野路東三丁目15番15-1703号 ローレルコート南草津	令和6年度第4期			
山西 美穂	滋賀県草津市新笠町556番地2	令和6年度第4期			
平野 俊悟	滋賀県草津市南笠町三丁目16番10号	令和6年度第4期			
渡邊 陽介	滋賀県草津市笠山一丁目7番48-202号 ギレージ花本 C棟	令和6年度第4期			
野町 和正	滋賀県草津市笠山一丁目8番80-701号 サニーサイドテラスK	令和6年度第4期			
	滋賀県草津市笠山三丁目12番11-105号 レオパレス ルーチェ笠山	令和6年度第4期			

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（補助税）	国民健康保険税
柴田 悠貴	滋賀県草津市笠山三丁目1番9-406号 グラスライト	令和6年度第4期			
中尾 智彦	滋賀県草津市笠山二丁目4-50-205	令和6年度第4期			
小野江 真未	イタリア	令和6年度第4期			
MUHAMAD FAHMI	インドネシア	令和6年度第4期			
GELBOLING EDSEL RYAN BAJENTING	フィリピン	令和6年度第4期			
QUILLA ARIEL VILLABAS	フィリピン	令和6年度第4期			
太田 カズイチ	ブラジル	令和6年度第4期			
KAWASAKI ALVES WILLIAN ARY	ブラジル	令和6年度第4期			
PHAM VAN TIEN	ベトナム	令和6年度第4期			
NGUYEN THI HUU	ベトナム	令和6年度第4期			
VU THUY THUY	ベトナム	令和6年度第4期			
TRAN DUC THO	ベトナム	令和6年度第4期			
VU DINH QUAN	ベトナム	令和6年度第4期			
TRAN VAN TRUONG	ベトナム	令和6年度第4期			
BUI DO HIEU	ベトナム	令和6年度第4期			
NGUYEN THI ANH THU	ベトナム	令和6年度第4期			
VU HANG HUE	ベトナム	令和6年度第4期			
TRAN MAI TRUC	ベトナム	令和6年度第4期			
LE THI NGOC ANH	ベトナム	令和6年度第4期			
DINH TIEN CHUNG	ベトナム	令和6年度第4期			
PHAM XUAN LINH	ベトナム	令和6年度第4期			
MOERLOOS PHEDRA JOSEPHA K	ベルギー	令和6年度第4期			
AYE MYAT MON	ミャンマー	令和6年度第4期			
YUE XUEBIN	中国	令和6年度第4期			
LI HENGYI	中国	令和6年度第4期			
BAI LICHENG	中国	令和6年度第4期			
XU YUKAI 許 翹峰	中国	令和6年度第4期			
MALEFANE MOTSEKUWA FRANCINAH SHIRLEY	南アフリカ共和国	令和6年度第4期			
KIRCHNER KELSEY ROBERT	米国	令和6年度第4期			
SILBER LARA MICHELLE	米国	令和6年度第4期			
吉田 敏久	東京都八王子市曙町2丁目4番9号	令和6年度第3期			
吉田 敏久 外1名	東京都八王子市曙町2丁目4番9号	令和6年度第3期			
奥下 俊枝	滋賀県草津市野路町868番地の23	令和6年度第3期			
株式会社 プロスタウスホールディングス	滋賀県草津市野路町八丁目1番35-511号 グラフイーネ草津野路	令和6年度第3期			
中山 星士	滋賀県草津市野路町八丁目1番35-201号 ジャンポール1	令和6年度全期			
ZHOU GUANGTONG 周 广通	滋賀県草津市川原三丁目1番30-212号 グランエクレール	令和6年度全期			
田川 良平	滋賀県草津市西沢川一丁目17番30号	令和6年度第8期			
川部辺 洋	滋賀県草津市西沢川一丁目17番30号	令和6年度第8期			
WU ZHOUKANG	滋賀県草津市上等一丁目25番5-1109号 レイクシティ上笠	令和6年度第8期			
佐藤 浩	滋賀県草津市草津三丁目16番7号 ハイジ高橋 306号	令和6年度第8期			
大比賀 光樹	滋賀県草津市草津三丁目17番22-210号 第5ハイム常福	令和6年度第8期			
芝池 大角	滋賀県草津市草津三丁目9番33-403号 プリムヴェール	令和6年度第8期			
駒井 貴子	滋賀県草津市草津二丁目2番15-1202号 コスモ草津式務館	令和6年度第8期			
山根 涼太郎	滋賀県草津市草津二丁目8番30号	令和6年度第8期			
西原 幸一	滋賀県草津市草津一丁目8番50号	令和6年度第8期			
坂田 浩	滋賀県草津市草津一丁目166番地11-305 メノン堀	令和6年度第8期			
坂木 礼奈	滋賀県草津市西大堀町10番5-952号	令和6年度第8期			
岡田 直明	滋賀県草津市西分三丁目22番19-321号 草津ロイヤルマンション	令和6年度第8期			
佐藤 田早	滋賀県草津市西分三丁目4番35-107号 レオパレスサニーヒルズ	令和6年度第8期			
村上 隆広	滋賀県草津市西分三丁目4番35-310号 レオパレスサニーヒルズ	令和6年度第8期			
符島 勇貴	滋賀県草津市西分八丁目16番1-202号 ハイックナカ	令和6年度第8期			
村上 安広	滋賀県草津市草津一丁目1番地8-405 KDXレジデンス南草津	令和6年度第8期			
勝又 利子	滋賀県草津市南草津一丁目1番地8-405 KDXレジデンス南草津	令和6年度第8期			
勝又 利子	滋賀県草津市南草津一丁目1番地8-405 KDXレジデンス南草津	令和6年度第8期			
福原 優	滋賀県草津市南草津五丁目2番地8-2 RED & BLUE	令和6年度第8期			
QI JIAZHEN	滋賀県草津市南草津三丁目6番地1-506 ガーランドレーベン	令和6年度第8期			
QI JIAZHEN	滋賀県草津市南草津三丁目6番地1-506 ガーランドレーベン	令和6年度第8期			
QI JIAZHEN	滋賀県草津市南草津三丁目6番地1-506 ガーランドレーベン	令和6年度第8期			
廣瀬 佐織	滋賀県草津市南草津四丁目3番地1-1230 桑地66	令和6年度第8期			
近藤 孝行	滋賀県草津市木川町1230 桑地66	令和6年度第8期			
橋本 寛馬	滋賀県草津市木川町904 桑地10	令和6年度第8期			
坂本 昭	滋賀県草津市木川町952 桑地28	令和6年度第8期			

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（種別割）	国民健康保険税
中村 幸彦	滋賀県草津市西穴倉三丁目23番21-315号 アパシキヤルド				令和6年度第5期
泉 悠人	滋賀県草津市穴倉一丁目2番12-305号 Le ciel I				令和6年度第8期
今坂 泰貴	滋賀県草津市穴倉二丁目5番38-1C号 福井第2アパート				令和6年度第5期
今坂 泰貴	滋賀県草津市穴倉二丁目5番38-1C号 福井第2アパート				令和6年度第6期
今坂 泰貴	滋賀県草津市穴倉二丁目5番38-1C号 福井第2アパート				令和6年度第7期
今坂 泰貴	滋賀県草津市穴倉二丁目5番38-1C号 福井第2アパート				令和6年度第8期
CHOI MINJUN	滋賀県草津市東穴倉二丁目3番1-102号 セイバリーⅡ				令和6年度第8期
中谷 明子	滋賀県草津市東穴倉二丁目11番17号				令和6年度第8期
JEONG ZION	滋賀県草津市野路東五丁目4番34-407号 ニューサンライズ				令和6年度第8期
XUE MIAO	滋賀県草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトクトール21				令和6年度第8期
HUANG XINGYU	滋賀県草津市野路一丁目5番24-212号 サンシャイン				令和6年度第7期
HUANG XINGYU	滋賀県草津市野路一丁目5番24-212号 サンシャイン				令和6年度第8期
ZHOU GUANGTONG 周 广通	滋賀県草津市野路九丁目1番35-511号 グラフイーヌ草津野路				令和5年度第9期
ZHOU GUANGTONG 周 广通	滋賀県草津市野路九丁目1番35-511号 グラフイーヌ草津野路				令和5年度第10期
井上 健	滋賀県草津市桶狭間27番地1-201 ベルエポック				令和6年度第8期
平野 誠士	滋賀県草津市桶狭間3番地14				令和6年度第8期
浅野 誠人	滋賀県草津市穴穂町105番地1-523 カーサ・ソラツツオ				令和6年度第8期
斎藤 一	滋賀県草津市前等東三丁目22番15-1号				令和6年度第8期
平野 琥珀	滋賀県草津市等山一丁目7番48-202号 ヴィレージ花木 C棟				令和6年度第8期
平野 琥珀	滋賀県草津市等山一丁目7番48-202号 ヴィレージ花木 C棟				令和6年度第8期
NGUYEN THI MINH HUYEN	滋賀県草津市等山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園				令和6年度第8期
栗田 悠貴	滋賀県草津市等山三丁目1番9-406号 グラスライト				令和6年度第8期
須藤 賢治	京都府京都市山科区真野井ノ上町7番地68 ブルシヤン東野202				令和6年度第8期
伊庭 健一郎	兵庫県姫路市寺田市ノ久保2番地の324				令和6年度第8期
山本 彰	奈良県奈良市秋篠町1206番地の1D号				令和6年度第7期
DAIJIAYI	中国				令和6年度第8期
BIAN KAICHEN 辺 偉晨	中国				令和6年度第8期
WANG SU	中国				令和6年度第8期
ZHANG XING	中国				令和6年度第8期

差押調書（謄本） 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
TRAN THI PHUONG THUY	ベトナム	発番 令和7年 1月29日 草納発第2657号
J I SHICHEN	滋賀県草津市岡本町1093番地103 グランディール若草	発番 令和7年 2月7日 草納発第2718号
渡邊 陽介	滋賀県草津市笠山一丁目8番80-701号サニーサイドテラスーK	発番 令和7年 2月19日 草納発第2807号
KAMIWADA TANAKA MONIQUE AYA	愛知県豊田市貝津町白坂57番地フォアブルー杉210号	発番 令和7年 2月27日 草納発第2905号
駒井 泰秋	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号プリムヴェール	発番 令和7年 3月5日 草納発第2963号

配当計算書（謄本）公示送達者名簿

氏名	住所	備考
TRAN THI PHUONG THUY	ベトナム	発番 令和6年 2月19日 草納発第2894号
篠山 邦臣	滋賀県草津市渋川二丁目7番50-A8号YOSHIDAハイツ	発番 令和7年 3月4日 草納発第3002号
永崎 秀樹	愛知県小牧市堀の内5丁目293番地スピリッツ堀の内205号	発番 令和7年 3月4日 草納発第3003号
渡邊 陽介	滋賀県草津市笠山一丁目8番80-701号サニーサイドテラス-K	発番 令和7年 3月6日 草納発第3024号
J I SHICHEN	滋賀県草津市岡本町1093番地103グランディール若草	発番 令和7年 3月3日 草納発第3031号
駒井 泰秋	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号プリムヴェール	発番 令和7年 3月12日 草納発第3074号
KAMIWADA TANAKA MONIQUE AYA	愛知県豊田市貝津町白坂57番地フォーブル杉210号	発番 令和7年 3月17日 草納発第3139号

（令和7年4月1日揭示済み）

公 告

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年3月19日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市大正区平尾五丁目16番15号 株式会社 太陽設備 代表取締役 徳山 元章	草津市駒井沢町字南四ノ坪2番2 外51筆	32,085.25㎡	R7.3.19	1829

（令和7年3月19日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年3月21日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市北山田町817番地 池田 裕亮	草津市北山田町字新若宮2201番4 外2筆	330.18㎡	R7.3.21	1830

（令和7年3月21日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 2 1 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市霊仙寺一丁目 1 番 32-303 号 カサ・ベルデ 柴田 佳奈、柴田 圭祐	草津市青地町字堤戸 791 番 20	497.71㎡	R7.3.21	1831

(令和 7 年 3 月 2 1 日 掲 示 済 み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 3 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市別保二丁目 8 番 35 号 株式会社 高栄ホーム 代表取締役 北井 博	草津市追分南五丁目字丸尾 981 番 3 外 10 筆	3,975.87㎡	R7.3.25	1832

(令和 7 年 3 月 2 5 日 掲 示 済 み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
岡本南児童遊園	草津市岡本町 4 6 8 番 1 の一部	令和 7 年 4 月 1 日

(令和 7 年 3 月 2 5 日 掲 示 済 み)

公 告

草津市児童遊園条例（昭和 6 3 年草津市条例第 1 1 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

草津市長 橋 川 渉

名称	位置	利用開始の期日
野路牛ヶ町児童遊園	草津市野路町字牛ヶ町 3 6 2 番 9	令和 7 年 4 月 1 0 日

(令和 7 年 3 月 3 1 日 掲 示 済 み)

公 告

草津市公共下水道事業受益者負担に係る負担区の設定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第4条第1項の規定に基づき負担区を定めたので、同条第2項の規定に基づき公告する。

令和7年3月31日

草津市長 橋 川 渉

第2負担区

(1) 追加の区域 草津市木川町の一部

(2) 追加の地積 0.09ha

第3負担区

(1) 追加の区域 草津市岡本町の一部
草津市片岡町の一部
草津市北山田町の一部
草津市下物町の一部

(2) 追加の地積 0.07ha

第4負担区

(1) 追加の区域 草津市北山田町の一部

(2) 追加の地積 0.02ha

（令和7年3月31日揭示済み）

公 告

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する賦課対象区域の決定について

草津市公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例（昭和56年草津市条例第36号）第6条および第14条の規定に基づき、令和7年度草津市公共下水道事業受益者負担金および分担金の賦課対象区域を次のとおり定める。

令和7年4月1日

草津市長 橋 川 渉

賦課対象区域

[駒井沢第二処理分区]	芦浦町の一部
[駒井沢第三処理分区]	川原町、駒井沢町の各一部
[駒井沢第四処理分区]	川原町の一部
[駒井沢第五処理分区]	穴村町、下物町、新堂町、片岡町の各一部
[草津北第一処理分区]	川原二丁目、川原町、集町の各一部
[草津北第二処理分区]	上笠一丁目の一部
[草津北第三処理分区]	下笠町の一部
[草津北第六処理分区]	西大路町、野村三丁目の各一部
[草津西第一処理分区]	西草津一丁目の一部
[草津西第二処理分区]	北山田町、南山田町、木川町の各一部
[草津南第二処理分区]	矢橋町の一部
[草津南第三処理分区]	追分南二丁目、追分南五丁目、野路町、野路七丁目、橋岡町、矢橋町、矢倉二丁目、東矢倉四丁目の各一部
[矢橋処理分区]	矢橋町の一部
[新浜処理分区]	新浜町、南笠町、矢橋町の各一部
[岡本処理分区]	追分南八丁目、若草六丁目の各一部
[南大萱第三処理分区]	新浜町の一部
[草津東第一処理分区]	岡本町の一部
[草津東第二処理分区]	馬場町の一部
[草津東第三処理分区]	青地町の一部
[草津東第四処理分区]	青地町、山寺町の各一部
[下戸山第二処理分区]	山寺町の一部

（令和7年4月1日揭示済み）

議会規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

草津市議会議長 西村 隆行

草津市議会規程第 1 号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

草津市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 6 年草津市議会規程第 5 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （個人識別符号） 第 3 条 《現行どおり》 （1）～（5） 《現行どおり》 （6） 私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 4 5 条第 1 項に規定する加入者等記号・番号等 （7） 国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等 （8） 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者記号・番号等 （9） 《現行どおり》 （10） 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 3 条第 1 項第 1 号の免許証の番号 <u>または同法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号の免許情報記録の番号</u> （11） 地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 1 4 4 条の 2 4 の 2 第 1 項に規定する組合員等記号・番号等 （12）～（13） 《現行どおり》 （14） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 6 1 条の 2 第 1 項に規定する被保険者番号等 （15）～（17） 《現行どおり》 第 4 条 《現行どおり》 （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第 5 条 《現行どおり》 2 議長は、条例第 1 1 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った	第 1 条～第 2 条 《省略》 （個人識別符号） 第 3 条 《省略》 （1）～（5） 《省略》 （6） 私立学校教職員共済法（昭和 2 8 年法律第 2 4 5 号）第 4 5 条第 1 項に規定する <u>保険者番号</u> <u>および</u> 加入者等記号・番号 （7） 国家公務員共済組合法（昭和 3 3 年法律第 1 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 1 項に規定する <u>保険者番号</u> <u>および</u> 組合員等記号・番号 （8） 国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 1 条の 2 第 1 項に規定する <u>保険者番号</u> <u>および</u> 被保険者記号・番号 （9） 《省略》 （10） 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 9 3 条第 1 項第 1 号の免許証の番号 （11） 地方公務員等共済組合法（昭和 3 7 年法律第 1 5 2 号）第 1 4 4 条の 2 4 の 2 第 1 項に規定する <u>保険者番号</u> <u>および</u> 組合員等記号・番号 （12）～（13） 《省略》 （14） 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 6 1 条の 2 第 1 項に規定する <u>保険者番号</u> <u>および</u> 被保険者番号 （15）～（17） 《省略》 第 4 条 《省略》 （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの） 第 5 条 《省略》 2 議長は、条例第 1 1 条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った

改正後	改正前
後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に <u>掲げる</u> 事項を通知しなければならない。 (1)～(5) 《現行どおり》 第 6 条～第 1 0 条 《現行どおり》 (開示決定の際に通知すべき事項) 第 1 1 条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 第 1 2 条～第 2 7 条 《現行どおり》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 1 号 《現行どおり》 》	後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に <u>定める</u> 事項を通知しなければならない。 (1)～(5) 《省略》 第 6 条～第 1 0 条 《省略》 (開示決定等の通知) 第 1 1 条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 第 1 2 条～第 2 7 条 《省略》 別記様式第 1 号～別記様式第 2 1 号 《省略》

付 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の草津市議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規程による改正後の草津市議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。

(令和 7 年 3 月 2 4 日 掲 示 済 み)

教育委員会規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 日

草津市教育委員会教育長 藤田 雅也

草津市教育委員会規則第 1 号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第 1 条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和 4 1 年草津市教委規則第 6 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 (事務分掌) 第 3 条 《現行どおり》	第 1 条～第 2 条 《省略》 (事務分掌) 第 3 条 《省略》